

1975年10月9日第三種郵便物認可・毎月1回1日発行

ISSN 0582-4419

# 政策資料

No.312 《復刊207号》  
1992年9月1日

参議院選挙声明・政策特集

日本社会党政策審議会



## 目 次

卷頭言 小野信一 ..... 1

### 〈特 集〉 参議院選挙政策・声明特集

参議院選挙公示日に当たって（声明）	2
ミュンヘン・サミットについて（談話）	3
「政治宣言」について（談話）	4
新しい国民的保養地域をつくるために（於・滋賀）	5
第二次緊急経済対策の基本方針（於・栃木）	6
「国際平和協力法」に関する政治広報について（於・岐阜）・関連資料	8
国会を再生・活性化させる三つの緊急提案（於・長崎）	10
家族介護休業法案（仮称）の提案について（於・鳥取）・法律案要綱	12
高齢者ケア集中整備七ヵ年計画の実施を（於・佐賀）	15
「地方分権推進法」制定を提唱する	16
「農村総合整備促進法」制定の提唱（於・青森）	18
地球環境保全基本法案の提唱（於・高知）	19
国民の直接参加で政治の活性化を（於・札幌）	21
景気問題に関する四つの緊急提言	23
農業再建にむけての四つの提言（於・鹿児島）	24
教育を受ける機会を広げ、親負担を軽減するために（於・奈良）	26
参院選最終盤に当たって	27
新しい政治へ——協調と改革（於・仙台）	28
ODAに関する五項目の提言（於・鳥取）	29
改めてPKO法の問題点を糾す（於・群馬）	31
自衛隊の海外派遣の是非について賢明な審判を	32
投票日にあたって・声明	34
開票結果	36



景気は、去年の春先より下降線を辿り、夏以降加速度を増し、今日に至っている。その間、三月、四月が底との早期回復論があつたが、これは誤りで、この秋が多数意見の様に思われる。

しかし、この頃、景気回復は来年にずれ込むのではないかという分析も耳にする。その上に、世界

その外にも、国債発行残高は本年度末には一七四兆円となる。借り換え債も平成四年以降、この発行額は二十兆円を上回り、多い年には二十五兆円近くになる。ある財政の専門家によると、西暦二〇〇〇年には、国債発行残高は三百兆円に達すると予測している。

この財政の不運時の景気対

普通である。この計算では一七四兆円の国債を返すのに五百十兆円以上の支払いになる。わが国の財政は借金漬けであり、もはや自力での回復はできないと言える。それでも、景気対策として、財政出動が要請されているが、財政運営とのバランスは難しい。

支払いの見通しが立たない借金、

## ”赤字財政“ の 実態直視を

小野信一

政策審議会副会長



### 言頭巻

同時不況への不安も出てきた。たしかに、株価が最盛期の四割だから深刻で経済は混迷を深めている。もし本年度の経済成長率が1%に留まると、税収不足は一兆三千億円以上になるし、平成五年度はそれ以上になる。

歳出の当然増を考慮すると、今後の財政運営は相当に行き詰まる。

策として、補正予算が予定されている。多分、その財源は建設国債が中心になるだろうが、その返済方法は十年据え置きで、十年後から六分の一を支払う、これを繰り返して六十年で完済することになる。

このような長い返済になると、支払い金利は三倍以上になるのが

たしかに、昭和五五年度からはじまった財政再建は、平成二年度において特例公債依存体質を脱却したが、それは厳しい歳出抑制を行った結果ではなく、単にバブル経済のもとで予想外の税収とNTT株の高値放出によるものであった。

昨今の風潮として、バブルの反省もなく、腕力で公定歩合の引上げを行ったり、補正予算規模は六兆、七兆という無責任な発言がまかり通っている。

省もなく、腕力で公定歩合の引上げを行ったり、補正予算規模は六兆、七兆という無責任な発言がまかり通っている。

経済も財政もバランスが大切であるということをこの際、強く指摘しておきたい。

(衆議院議員・おのしんいち)

うな現状をつぶさに知らせ、判断してもらおうということだけはやりたいものである。

生活の維持向上を図り、子孫に負の財産を残すのと同じだ。その上に、国際的約束である公共投資額四百三十兆円の増加がある。単年度四十三兆円とする、過去の実績からして、どうしても不足財源は十兆円になる。

たしかに、昭和五五年度からはじまった財政再建は、平成二年度において特例公債依存体質を脱却したが、それは厳しい歳出抑制を行った結果ではなく、単にバブル経済のもとで予想外の税収とNTT株の高値放出によるものであつた。

財政再建不可能なこの現状を、どう国民に説明するのか、補正予算の編成に当たっても、この危機的状況を説明することが絶対に必要である。私どもの生活水準の維持の為にこのままでは、子供や孫に借金を残すことになるし、発言力のない後継者に支払い義務を課すことになるのだ。国民にこのよ

# 特集

## 参議院選挙声明・政策特集

この参議院選挙、声明・政策特集は、公示日より選挙期間中に党の委員長・書記長・政審会長及びシャドーキャビネットによって発表されたもののすべてと、その他選挙関係資料を収録したものです。

一九九一・七・八

### 参議院選挙公示日に当たって（声明）

#### 日本社会党中央執行委員会

一、本日第一六回参議院選挙が公示されました。この選挙は、自衛隊海外派遣の是非、政治改革、経済・景気対策が最大の争点であり、九〇年代のわが国の政治の方向となりつづります。

慎の声を巻き起こしました。わが党は、「非軍事、自衛隊とは別組織」による国際貢献を提示しており、このわが党の主張は国民世論となりつつあります。

この参議院選挙は、自衛隊の海外派遣の是非に対する国民の審判を求め、「PKO法は成立した。しかし、自衛隊は海外に出さない」という国民の意思を表明するものであると同時に、解散・総選挙を求める国

民世論の盛り上がりを示すものであります。社会党は、そのための一票を投じていただきますよう国民の方々に強く呼びかけます。

一、先の国会の最大の焦点のひとつは、金権腐敗政治を根絶するための改革を行い、国民の政治不信を解消することにありました。しかし、宮沢首相に政治改革への熱意はなく、もはや構造汚職を究明し、政界浄化をはかる意欲も能力もないことが明確になりました。この選挙では、政治改革を押し進めめるのか否かの選択が問われています。わが党は、共和・佐川スキャンダルの真相徹底究明はもちろん企業献金の禁止、資産・収入の公開・選舉違反における連座制の強化、政治倫理法の制定など腐敗防止のための抜本的な政治改革の実現を図るとともに、国民の政治への信頼回復に向け、一層全力を尽くします。

一、今回の選挙では、産業優先の経済政策を選択するのか、それとも環境を重視し、暮らしと福祉を優先する経済政策を選択するのかも、大きな争点です。宮沢首相は、バブル崩壊後の経済建て直しになんら有効な対策を講じておらず、それが、中小企業や高齢者など弱者に対するしわ寄せとなって表れています。参議院における与野党逆転によって、社会党は消費税の是正をはじめ、育児休業法の実現、年金法案、老人保健法案、土地基本法案等の修正でも大きな成果をあげることができました。わが党は、こうした成果の上に、生活者・地域の視点にたった経済構造の転換と景気対策を具体化し、「人間を大切にする公正な政治」の実現をめざします。

一、前回の参議院選挙で、戦後初めて与野党の逆転が実現し、日本の政治は自民党一党の政治から連合政治の時代へと大きな一步を踏み出しました。いま「自民党単独政権を望む」という人はもはや二割足らずであり、圧倒的多数が何らかの形の連合政権を求めています。これは自民党一党による政治の行き詰まりを端的に反映したものにはかなりません。わが党は、今回、党公認候補の擁立と合わせ、一二の選挙区で連合型候補を擁立し、推薦しています。連合型候補は、自民党の議席を一つでも多く減らし、

確かに与野党逆転を実現しようという、国民の期待に応えるためのわが党の固い決意を示したもののです。この参院選における最大の政治目標は、社会党と連合の議席を伸ばすことによって自民党に対抗しうる政治勢力を拡大し、社会民主主義勢力の総結集

一九九二・七・九

## ミュンヘン・サミットについて（談話）

日本社会党政策審議会  
会長 早川 勝

一、今回のミュンヘン・サミットは、冷戦構造の崩壊を決定したソ連邦体制解体後はじめのサミットであり、新しい世界的協力関係の構築についてどのような指針が示されるのか、世界注視の中で開かれた。軍備

国」日本としての国際的役割について、明確な展望を世界に向かってしめしたとは言えず、領土問題に示されるように、自國利益の追求優先の印象を与えたことは遺憾である。

一、「政治宣言」で「新しいパートナーシップへの道」をうたったサミットは、軍備管理、軍縮問題に関して、参加国が核拡散防止条約の延長、ミサイル技術の輸出規制、など合意をみたことは歓迎する。一層の協調と混沌の中にある今日的状況を厳しく認識し、経済問題についても「経済大

を軸とする政権交代への確実な基盤を形成することです。このことへの国民の皆様方のご理解をいただき、わが党に対する力強いご支持を頂きますよう訴えます。

一九九二年七月八日

が国が強く関係諸国に働きかけるべきである。また、政治宣言でアジア太平洋地域の「既存の地域的枠組み」の役割を評価した

が、日本政府は同地域の平和保障システムの形成にイニシアチブをとるべきである。

とくにカンボジアに関しては、パリ和平協定の遵守に向け最大限の努力を払い、自衛隊の派遣によらないカンボジア支援を行うべきである。

一、国連機能強化の問題に関して政治宣言は、ガリ事務局長の報告書（「平和のための報告書」）を評価したが、同報告書には武力行使も想定した「平和強制部隊の設置」が盛り込まれている。平和憲法のもとで武力行使を目的とした軍事活動への参加が許されないわが国が、無条件にそれを評価したこととは極めて重大である。政府は直ちに同意を撤回すべきである。

一、今回のサミットの最重要課題とされたいた対CIS支援については、政治宣言において「領土問題の解決を通じた日ロ関係の完全な正常化」が盛り込まれた。西欧が主張する本格的な金融支援に消極的であった日本政府も、金融支援、経済協力に応じることになったのは一步前進といえる。今後、政經不可分の原則に拘泥せずCISに対する積極的な支援策を展開すべきである。また、旧ソ連・東欧諸国へのココム規制の撤

廃が明示されなかつたのは遺憾である。

一、経済政策等の協調については合意が図られたものの、日本の大型補正予算編成にしても、従来からの主張の繰り返しに過ぎない。日本として内需振興、労働時間短縮等による貿易黒字の是正、財政赤字国の改善努力等について積極的に取り組むべきことを大胆に提唱すべきであつたし、また南北格差是正、発展途上国の自立性を展望したODA政策の強化等についても具体策を提示すべきであった。

「経済宣言」は、いま世界的な緊急課題となっている地球規模の環境保全について、「アジェンダ21」をはじめ、地球温暖化防止条約、生物多様性条約など先般開催された地球サミットを高く評価した。今後、日本政府は率先してこれらの具体策を提示し、世界銀行のGEFとは別個の「地球環境基金」の創設、ODAにおける環境保護助成強化等を積極的に推進することが強く求められている。

## ミニョンヘン・サミット

### 「政治宣言」について（談話）

日本社会党国際局長  
富塚三夫

一、「新しいパートナーシップの形成」と題する政治宣言において、「領土問題の解決を通じた日露関係の完全な正常化」との表現が初めて盛り込まれたことを歓迎する。しかしながら同時に、わが党は、サミット

参加国首脳間で、北方領土問題がことさらに対ソ支援に関する最大の争点に仕立て上げられていることに懸念を表明する。日ソ関係の安定的な発展にとって、北方領土問題の根本的解決は必要であるが、ロシアの

経済的、政治的な危機的状況を考えるならば、日本はこれまでの政經不可分原則を根本的に見直し、効果的で大規模な対ソ経済支援を通じて領土問題をはかる姿勢に転換すべきである。

一、軍備管理・軍縮問題に関して、参加国首脳が、核拡散防止条約の延長、国際原子力機関の保障措置の強化、ミサイル技術の輸出規制、通常兵器の国際移転登録制度の奨励などについて合意をみたことを評価する。

同時に、サミット参加国を含む核保有国が率先して一層の核軍縮を行うとともに、核実験禁止条約の締結に踏み切るように、日本として関係諸国に強く働きかけるべきである。

一、わが党は、政治宣言が全欧安保協力会議（CSCCE）の強化に言及し、あわせてアジア太平洋地域におけるASEANやAPPECなどの「既存の地域的枠組み」の役割を評価したこと歓迎する。この政治宣言に基づき、日本政府はアジア太平洋地域の平和保障システムの形成にイニシアチブをとるとともに、カンボジアに関してはパリ平和協定の遵守に向け最大限の努力を払い、自衛隊の派遣によらないカンボジア支援を行うべきである。

一、国連の機能強化の問題に関して、政治宣言は、国連事務総長がこのほど発表した

「平和のための計画」と題する報告書を、「予防外交、平和の創出および平和維持に関する国連の事業に対する価値ある貢献である」と評価しているが、同報告書の中に武力行使の任務も想定した「平和強制部隊」の設置の提言がなされている。平和憲法の下で武力行使を目的とした軍事活動へ

の参加が許されていないにもかかわらず、日本政府が無条件に「平和のための計画」を評価したことは重大な問題である。政府は、宣言のこの部分に同意した理由を国民に明らかにするとともに、平和憲法を擁護する義務を負うべき立場から、政府はただちに同意を撤回すべきである。

一九九二・七・九（於滋賀）

## 新しい国民的保養地域をつくるために

—「自然との共生・地方分権型」リゾート法の制定を提唱する—

日本社会党中央執行委員長  
田辺誠

一九八〇年代後半に日本を席巻したバブル経済の嵐は、日本の国土と国民の生活に深い爪跡を残して崩壊し、地方ではいわゆるリゾート開発ブームの後始末に多くの自治体があえいでいる。社会党は、こうした事態に対処するため、昨年三月リゾート法（総合保養地域整備法）の改正案を国会に提出したが、日本弁護士連合会などからは、リゾート法の廃止も提起されているところである。

一、現在リゾート法に基づくリゾート開発は、バブル経済の破綻に伴う大手資本の撤退や住民の反対運動などによって、構想の多くが挫折していると伝えられている。一方、現在進められている構想も、ほとんどがゴルフ場、スキー場、マリーナを中心としたレジャーとリゾートホテル・マンションに重点をおいたものである。こうした金銭消費型の短期間レジャー施設や投資対象とし

ての施設開発は、「金太郎飴」と言われるようすに地域の特色に乏しく、乱立して共倒れの危険もあるほか、もっぱら土地投機によって収益をあげようとするものもみられるなど、真にリゾートを形成し地域振興に役立つものとはなっていない。

現行のリゾート法による開発をこのまま推進しても展望は開けない。これらの構想については、拙速を排して抜本的に練り直し、プロジェクトを精選するなどの措置を講じるべきである。

二、新しい国民的リゾートは、単なる施設整備だけではなく、都會の住民の故郷として地域住民との積極的な交流の場になるものでなければならぬ。労働者が家族連れで気軽に訪れる所以のため、安くて長期に滞在できるリゾートの形成は、二十一世紀に向けた「国民のゆとり・豊かさ」づくりの一環として地域の社会的文化的な基盤を充実、活用して行うべきである。

地球規模の対話と協調の時代にあって、わが国は文化面での国際協力・交流を積極的に推進しなければならない。このため、世界の音楽、映画演劇、彫刻、文学などの国際祭典や草の根レベルの文化交流のできる多彩な施設や空間を整備するなど、「平和の配当」を豊かなものにしていく。

そのうえで、必要に応じて国の財政的な

支援のもとに保養地域の中核となる宿泊施設等を整備し、土地取引の監視のもとに民間施設の計画的立地を誘導する「国民的保養地域」づくりに取り組むべきである。

三、民間活力を主体とする現在のリゾート法の手法は、外部資本を利用する大規模な国際級のリゾートを目標とするものであっても、地域の環境や資源を大切に活用しながら中長期にわたって開発を進める手法に限定して活用すべきである。

開発計画を外部のコンサルタントや大企業に依存することなく、自治体が中心になつたしつかりした構想のもと、自然環境の保全、地域の文化・産業の活用、住民福祉等の総合的な地域計画を前提に長期的な展

望をもってリゾートづくりを進める。そのためには、国がプロジェクトを採択する方式を改め、市町村が共同して基本構想を作成するなど、地域の主体性を尊重し住民参加を基本とする方向への転換が必要である。

四、社会党は、以上の点を踏まえ、地方の主体性を尊重した環境にやさしい国民的保養地域の整備を総合的に進めるため、現在の「リゾート法」を廃止して、「自然との共生」「地方分権」を基本とする新たな「自然との共生・地方分権型リゾート法」（国民的保養地域の整備に関する法律（仮称））を制定することを提唱し、次期通常国会に法案を提出するよう準備を進める。

一九九一・七・九（於 栃木）

## 第一次緊急経済対策の基本方針

### — 国民生活向上のための大型補正予算の編成を —

日本社会党書記長  
山花貞夫

宮沢内閣は、今年度実質国民総生産の伸び率三・五%の達成を事実上対外的に公約した。

しかし株式市場の低迷に象徴されるように景気後退は深刻化しており、公共事業の前倒し

発注を中心とした『緊急経済対策』を三月末に決定し実施してはいるものの、このまま放置していたのでは経済見通しの達成はほとんど不可能な状況である。そのため自民党は、六兆円を上回る事業規模を想定した『緊急総合経済政策の基本方針』を六月二七日に決定したが、個人消費の停滞など景気後退の深刻な現状を踏まえれば、その効果には疑問を抱かざるをえない。また、内需の停滞のもとで貿易・経常黒字は過去最高となり、それに伴つて対外経済摩擦の激化を招いている。いまこそ生活重視の内需中心の経済構造への転換をめざし、大胆な緊急経済対策を実施しなければならない。

社会党は、国民生活向上のためこれまで以上の景気の悪化を防ぐとともに、対外経済摩擦に對処するためにも、中長期的な経済構造の転換を視野においていた対策が必要であると考える。そのため、一八カ月予算編成の考え方方に立て、景気対策として重要な可処分所得の大幅増に向けた所得税、個人住民税の減税、中小企業に配慮した相当規模の投資減税、事業内容を改善した大幅な公共投資の追加などを柱とした八兆円規模の第二次緊急経済対策の実施を提唱する。

### 一、二兆円以上の減税の実施

内需拡大による景気対策を重視する観点から、社会資本の整備促進とともに可処分

所得の向上による個人消費の拡大を対策の柱とする。

減税策の第一は、基礎控除の引き上げ、給与所得控除の最低控除額の引き上げ、同じく控除率の改善などによる一兆円規模の所得税減税を実施する。

第二に、住民税の減税を実施するとともに、九三年度見直しを予定されている固定資産税については小規模な住宅用地・店舗・工場等の軽減を図ることにより、地方税の五千億円程度の減税を実施する。

第三に、労働時間の短縮や省エネエネルギー、環境保全を推進するため中小企業を主な対象とした省力化・省エネエネルギーを目的とした投資減税を二年間で五千億円程度の枠で実施する。なおこの減税は実質的には九三年度からであるが、景気への効果は九二年度から期待できる。

第一には、補助事業、地方単独事業の追加を柱の一つとし、地方債の活用によって二兆円規模の追加事業を実施する。財源については起債の発行で賄うが、元利の償還については後年度、地方交付税の基準財政需要額に算入することとする。

第二に、国の一般会計の追加額は一・五兆円程度とする。その財源は、日銀納付金や外国為替特別会計剰余金繰入など税外収入の確保や建設国債の増発によって賄うこととする。

第三に、財政投融資資金を活用することにより、一・五兆円程度の公共投資を拡大するとともに、公共事業追加に伴って増発される建設国債や地方債を引き受け、さらに郵便貯金の自主運用枠を拡大し、金融機関の過度の貸出抑制が深刻な事態をもたらさないよう適切な金融政策を実施する。

### 二、六兆円規模の生活関連公共投資の追加

内需拡大による景気の底上げを図るには、巻間指摘されているように、六兆円規模の

公共投資の追加が必要である。その際重要なのは、一律に公共投資を追加するのではなく、高齢化対策、住宅対策等生活重視の観点から推進すべき施策を重点的に実施するとともに、地価高騰の再燃や高止まりを回避し、事業効率を高めるためにも用地取得費の少ないものを中心に追加することである。

### 三、「一八カ月」予算編成

第二次緊急経済対策を実施するため九月

を日途に大型補正予算を編成し、公共投資

の拡大を継続することとし、これを九三年

度予算編成にも継続する必要がある。それ

は当面する景気対策として不可欠なだけで

はなく、生活重視の内需主導型経済構造へ

の転換にとつても肝要なことである。九三

年度予算についても従来通りの硬直的な予

算概算要求基準に基づく編成を改め、生活

と環境重視の経済構造への転換のため、思

い切った重縮を実施するとともに、高齢化

対策・環境対策などを重点とした予算編成

を実現しなければならない。

国民生活に密接にかかわる景気対策が、

たんに選挙の道具に使われたのではその所

期の目的を達成することはできない。国民

の期待に応えられる対策を実施するため、

政府が補正予算を編成する前に、その編成

や九三年度予算編成、そして景気対策につ

いて与野党で協議する場を設定するよう求

めたい。

一九九二・七・一〇（於 岐阜）

## 「国際平和協力法」に関する

### 政府広報について

日本社会党書記長

山花貞夫

「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」という法律の正式名称を使わず、「国際平和協力法」という略称を用いている。しかし、政府は法案の国会審議の期間中においては、このような呼称を一切使わなかつた。最近になって「国際平和協力法」という略称を用いていることは、軍事色を薄めたイメージを作り出そうとする意図に基づくものであり、国民を惑わす不誠実な姿勢である。今後、政府は誤解を招くような略称を用いるべきではない。

一、わが党は、世界第二位の経済力をもつに至つた日本が、世界平和の維持に主要な責任を負う国連に対して、最大限の協力を行うべきであると考えている。しかし、国連に対するいかなる協力も、戦後日本の利点と特色——すなわち軍事などのハードな力



一、各紙への広報掲載に当たつて、政府は

でなく経済と技術などのソフトな力——を生かしたものであるべきであり、またこそ国際社会が日本に求めていることである。にもかかわらず、政府が「国際的地位に見合った最大限の協力」イコール軍事面での貢献であるかのように宣伝していることは、戦後日本の平和路線の転換という重大な事実を覆い隠そうとする姑息な手口である。

一、この政府広報で、自己保存のための自然権的権利として必要最小限の「武器の使用」は憲法第九条で禁止されていない、との見解が示されているが、現場では組織的な武器の使用と自己防衛のための武器の使用とは事実上区別することは不可能である。政府の主張は机上の空論にすぎない。また、「国際平和協力法においては、万一にも停戦合意が崩れたときには、活動を一時中断することになって」おり、「このため、我が国の部隊が武力衝突に巻き込まれることはありません」との説明もなされているが、たとえばユーゴスラビアでは停戦合意が破られ武力衝突が起きた、国連平和維持軍は完全な撤収をしていない事実を見れば、政府の見解は説得力があるとは言えない。そもそもこれらの問題は、国会審議においても解明されずに残された重大な疑問点であり、そのような問題を一方の立場だ

けを国民に納得させるようなやり方は許されない。

一、政府は「日本の國の確立した基本姿勢からしても、日本が軍事大国に逆戻りすることはありません」と断言しているが、このほど発表されたミュンヘン・サミットの政治宣言の中で、日本政府が、武力行使の任務も想定した「平和強制部隊」の創設を提唱している国連事務総長報告に積極的評価を与えていてみれば、今後、日本の平和維持活動への参加が「国際社会の要請」を理由にしてエスカレートする可能性を排除できない。

一九九二・七・一〇  
日本社会党中央執行委員長  
田辺 誠

一九九二年七月一〇日

日本社会党中央執行委員長  
田辺 誠

内閣総理大臣

宮沢 喜一 殿

一九九二・七・一〇

## 「国際平和協力法」に関する政府広報についての抗議（申入れ）

政府は、七月七日、日刊紙等に「国際平和協力法の心配と不安にお答えします」と題したPKO問題に関するQ&Aを掲載した。

いわゆるPKO法は、先の国会で国論を二分する対決法案であり、政府・自民党が主要な問題点について未解明のまま強行採決の繰り返しのなかで成立させたものである。よって、今参議院選では当然のことながらこの問

題の是非、国会の議決の手法について国民に改めて信を問うべきであり、事実、すでに選挙の最大の争点となっている。

こうした最中、政府が公費を用いて一方的な意見広告を出すことは、公正な選挙活動の実施に責任を負う立場から著しく逸脱するものであり、わが党はこうした政府の偏向した姿勢に厳重に抗議するとともに、再びこのようなことを行うことのないよう強く申入れるものである。

## 政府の偏向した広報活動についての是正申し入れ

政府は七月七日、日刊紙等に「国際平和協力法の心配と不安にお答えします」と題したPKO問題に関する一方的な意見広告を掲載した。

いわゆるPKO問題は今参議院選挙における

る政策上の最大の争点である。したがってわが党は、本日、宮沢総理大臣にたいし、別紙のとおり厳重な抗議を行ったところである。

よつて、貴職は公正な選挙を実施するため、本件について関係者に対し厳重な注意をすると共に、今後再びこのような不正が行われないよう監視すべきである。

一九九二・七・一一（於 長崎）

## 国会を再生・活性化させる

### 三つの緊急提案

日本社会党委員長  
田辺誠

一九九二年七月一〇日

日本社会党中央執行委員長

田辺誠

中央選挙管理会委員長  
堀家嘉郎 殿

P.K.O法案（国連平和維持活動協力法案）をめぐる異常な国会の結末は、主権者である国民の間に政治に対する深い失望と無力感を増幅させ、同時に議会制民主主義の在り方の抜本的見直しに強烈なインパクトを与えている。

私は、これら緊急かつ、重要な課題に取り組むため、まず国会の機能を取り戻し、国会を再生・活性化させていくため、国会改革に取り組むことを重視すべきであると考えている。以下は、そのために各党がただちに合意をめざすべき「三つの事項」と、それに対する社会党としての具体案である。

一、審議権の保障

先の国会でみられた「対決・激突型国会」に陥る最大の要因は、法案成立にのみ目奪われていた政府・自民党の国会運営にある。わが国議会制民主主義には、政府提出法案に対する社会党の賛成率が九〇%を超えていることからも明らかのように、

右申し入れる。



今日、国会には、政治改革、国際協力の在り方、福祉・医療の充実、生活の向上、地球環境の保全、景気対策など、国会を有効に機能させて政策・立法の具体化を図っていくべき緊急の課題があまりにも多い。なかでも、政治腐敗の防止、一票の格差是正、国会改革の問題は、いささかも放置され得はならない課題であった。しかし、先の国会で自民党は、各党間の政策の違いや見解の違いを質疑・討論し、調整によって国民合意を求めていくという正道を拒否し、言論の府であるべき国会

審議権が保障され、与野党の調整によって国民合意を達成できるという経験の積み上げを見ることができる。

① 議員の審議権行使の保障を最優先させ、その成果を調整によってまとめあげ国民合意を図っていくことを基本にし、多数決による決着は最後の手段であることを、この際改めて確認する。

② 各委員会は、審議時間の十分な確保とタイムリーで、かつ充実した審議を図っていく。このため、定例日の在り方や審議の方法などについて見直しを行う。

③ 審議案件に対して憲法上疑義の指摘がなされた場合、立法府としての判断に資するため、憲法学者等学識経験者で構成する「憲法上疑義ある案件に関する助言委員会」（仮称）を設置、論点の整理等について助言する。

## 二、議員相互の議論・討論

国会審議の形骸化をもたらしている最大の要因は、政府提案の案件のすべてが「議会の外」つまり行政と自民党的協議によってまとめられ、国会を「下請・追認・承認機関」にしてしまっているところにある。

議員立法、議員相互の討論を優先審議することによって、行政府である国会の果すべき機能・役割を明確にしていくなど、時代にマッチした「新しい国会のルール」づ

くりこそ、国会再生・活性化のポイントである。

① 与野党議員間で政治・政策課題について議論・討論を実現させるため、当面、各常任委員会の中に一五名程度の自由討議小委員会」を設置する。

② 議員提出案件を優先審議、あるいは政府提出案件と並行審議とすることを明確にする。議員提出案件の審議によって、議員相互の討論が深まることは、すでに消費税廃止法案や国際平和協力法案、都市計画法改正案等の審議で実績をあげている。

③ 予算委員会の冒頭の質疑を首相と各党委員長による相互討論の場とともに、重要課題など必要に応じて同様の相互討論、または首相・各党党首の自由討論の場を設ける。

④ 立法府と行政府の持つデータは原則として相互に共用できるなど、国政調査権の強化と、議員の政策立案・立法作業を強化するため、スタッフと予算の充実を図るとともに、委員部、調査室、法制局、国会図書館立法考査局等を抜本的に再編・強化す

「国対政治」と批判する意見も強い。したがって、政党政治を土台にしたわが国議会制民主主義によるルールを尊重し、もっと審議決定のプロセスを国民の前に明らかにすべきであり、立法府みずから広報活動にコストをかけ、積極的に国会の「生情報」を伝える努力が必要である。

① 国会の本会議、委員会等で審議される案件、議員の投票行動や成立法案の各党の賛否など、新聞・テレビ・ラジオ等を活用した「国会広報活動」を充実させる。

② 衛生を利用した専用チャンネル「国会テレビ局」の設置に早急に取り組み、国会審議等の「生情報」を放映する。すでに議員会館を含む国会内で放映、さらに各省庁や各政党本部での受信を可能にする計画は、専用チャンネル実現後にはこれに統合する。

③ 立法府（国会図書館）に国会情報センターを設置し、国会の情報公開を推進する。

④ 証人喚問のテレビ放送を認めるための議員証言法の改正や、公聴会、地方公聴会、参考人からの意見聴取、請願権の活用・充実、委員会の公開など、国会審議に国民の意見を反映していくため、制度の見直しを取り組む。

## 三、審議のプロセスを公開

国民の国会に対する期待は多様であり、しかも国民と国会の間には信頼感の欠如を含めてあまりにも距離がありすぎる。また

一九九一・七・一二（於 鳥取）

## 家族介護休業法案（仮称）の

### 提案について

日本社会党書記長  
山 花 貞 夫

一、近年、核家族化の進展、女性の職場進出による共働き世帯の増加、高齢化社会の進展の中で、子どもや配偶者が病気になった場合の看護や、親がいわゆる寝たきり老人等になつた場合の介護などの問題が、切実な問題となつてきている。特に、いわゆる寝たきり老人等の長期間に及ぶ介護等については、基本的には、介護施設、介護サービスの整備充実等社会サービスの拡充によって対処すべきであるが、現状ではきわめて不十分であるところから、このようないい護老人等を抱える家族に、精神的、肉体的、経済的に大きな負担を強いる結果となつており、働き続ける意思を持ちながら退職を余儀なくされる労働者も多いのが実態である。

二、一九八一年のIL0第一五六号条約や第一六五号勧告は、子どもや保護が必要な他の被扶養者などの必要を満たすためのサービス及び施設等の社会サービスの整備を図ることともに、被扶養者である子どもや保護又は援助が必要な他の近親の家族が病気である場合には休暇をとることができるようにすべきである、としている。比較的早くから核家族化、女性の職場進出、高齢化の進んでいるヨーロッパ諸国では、すでに多くの国で高齢者等の介護に関する社会サービスが整備され、また、家族の介護のため

は、「母として、嫁として、娘として、妻として」の女性が主に当たらざるを得ない場合が多いのが実情であり、それが雇用の分野における男女平等の実現を妨げる要因となつていていることも、見過せない。

一、社会党は、このような状況に対応し、「重介護保障政策大綱」（一九九〇年二月）等の実現に引き続き取り組むとともに、家族の看護や介護のための休業制度を確立するため、このほど「家族の介護のための休業等に関する法律案（仮称）要綱」（略称・家族介護休業法案要綱）を取りまとめた。

その骨子は、  
(一) 労働者は、老親を含むその家族が傷病等により療養上の世話や日常生活上の世話を必要とする状態となり、かつ、他にその必要な世話（介護）をする者がないときは、一年間を限度として当該介護が必要とされる機関、休業（介護休業）をすることを保障される。  
(二) 対象となる家族には、配偶者及び子のほか、同居または扶養する親もしくは配偶者の親が含まれる、

(三) 休業する労働者には、休業終了後、原職または原職に相当する職に復帰することが保障される、

(四) 労働者は、必要に応じ、勤務時間を短縮して就業し続ける部分休業を選択することもできる、

(五) 休業期中は、従前賃金の六割相当額の手当が支給される、

— というものであり、これによって、療養上または日常生活上の世話（介護）を必要とする家族を有する労働者の負担の軽減と継続雇用の促進が図られることになる。

一、家庭生活と職業生活の両立を図りながら働き続けられるようにするための制度の一

つとして、乳幼児を抱える労働者が一定期間、育児に専念できるようにするための育児休業法が、この四月から施行されているが、これは、参議院の与野党逆転という国会状況を踏まえ、社会、公明、民社、社民連の四党と連合参議院が結束して、四党共同法案を掲げつつ、政府・自民党に法制化を強く迫った結果であることは、周知のとおりである。

わが党は、この育児休業法制化の実績を踏まえ、介護休業法制化問題についても、今後できるだけ早い時期に、公明、民社、社民連の各党及び連合参議院に対し共同の

「家族介護休業法案（仮称）」づくりのための協議を呼びかけ、この「要綱」について各党の検討を要請し、「四党・連合参議院共同の『家族介護休業法案（仮称）』」として国会に提出して、その早期実現を期したいと考えている。

一九九二・七・一二

## 家族の介護のための 休業等に関する法律 案（仮称）要綱

### 第一 目的

この法律は、家族的責任を有する労働者に介護休業を保障することにより、その労働者の負担の軽減と継続的な雇用の促進とを図り、もって労働者の福祉の増進に資することを目的とするものとすること。

### 第二 定義及び適用関係

- 1 この法律において、「介護」とは、負傷若しくは疾病により療養上の世話を必要とし又は、心身の障害及び老衰等により日常生活を営むのに支障があるため日常生活上の世話を必要とする者に対する世話をいうものとすること。
- 2 介護休業の期間は、同一の事由について、一年を超えることができないものとする。
- 3 1の申出は、できるだけ速やかに、休業する期間を明らかにしてしなければならないものとすること。
- 4 介護休業は、労働省令で定めるところにより、所定労働時間の一部を労働しないこと（部分休業）によってもすることができるものとすること。
- 5 事業主は、労働者から1の申出があったときは、当該労働者に対し、医師の意見その他当該申出に係る家族について介護が

介護を必要とする者として労働省令で定めのものをいうものとすること。

3 この法律は、国家公務員及び地方公務員に關しては、適用しないものとすること。

### 第三 介護休業

- 1 労働者（日々雇い入れられる者を除く。以下同じ。）は、配偶者、子、同居又は扶養する親若しくは配偶者の親並びにこれらの者に準じて扱うべき者として労働省令で定めるもの（以下、単に「家族」という。）が要介護者に該当することとなつたときは、事業主に申し出ることにより、当該要介護者を介護するための休業（以下、単に「介護休業」という。）をすることができるものとすること。

必要であることを確認するもの及び他の家

族が介護休業をしていないことを証明する

ものの提出を求めることができるものとす

ること。

6 事業主は、要介護者について他に介護をすることができる家族がある労働者が申し出た場合及び労働者が5の提出の求めに応じない場合を除き、介護休業の申出を拒むことができないものとすること。

#### 第四 介護休業の期間等

1 介護休業の期間は、第三の1及び2の範囲内で、労働者が申し出た期間とするものとすること。

2 労働者は、第三の1及び2の範囲内で、事業主に申し出ることにより、介護休業の期間を延長することができるものとすること。

3 第三の3、5及び6は、2の介護休業の期間の延長の申出について準用するものとすること。

4 介護休業の期間は、その期間中に当該介護休業に係る要介護者の死亡等の事情が生じた場合には、その事情が生じた日に終了するものとすること。

#### 第五 この法律違反の契約

この法律で定める基準に達しない介護休業について定める労働条件は、その部分については無効とし、当該無効となつた部分

は、この法律で定める基準によるものとす

ること。

#### 第六 不利益取扱いの禁止及び現職復帰

1 事業主は、労働者が介護休業の申出をしてはならないものとすること。

2 事業主は、介護休業を終了した労働者を原職又は原職に相当する職に復帰させなければならぬものとすること。

#### 第七 介護休業の期間の取扱い

1 事業主は、勤続期間に基づいて昇給、退職手当等を算定する定めをする場合において、介護休業をした労働者が業務に復帰したときは、介護休業の期間の少なくとも二分の一に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして取り扱わなければならぬものとすること。

2 事業主は、介護休業をした労働者が業務に復帰した場合における賃金、配置、昇進等に関する待遇について、同一の事業場における同種の労働者との均衡を失するとのないよう適切な配慮を行わなければならぬものとすること。

#### 第八 監督等

1 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどるもの

とすること。

2 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法の規定による司法警察員の職務を行うものとすること。

3 労働者は、事業場にこの法律の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働基準局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告することができるものとすること。

4 事業主は、3の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならないものとすること。

#### 第九 介護休業期間中の所得保障

別に法律で定めるところにより、介護休業中の労働者に対し、従前賃金の六割に相当する介護休業手当を支給するものとすること。

#### 第十 その他

罰則、施行期日、経過措置、関係法律の整備その他この法律の施行に必要な規定を定めること。



# 高齢者ケア集中整備七力年計画の実施

—「高齢者の生活を支援するための国庫補助の特例に関する法律」（仮称）の制定を提唱する—

日本社会党中央執行委員長  
田辺 誠

## 一 提唱の趣旨

1 超高齢社会を目前にし、二十一世紀までに高齢者の自立を社会的に支援するシステムを搖るぎないものにすることがいま求められている。そのために、

(1) 「高齢者保健福祉推進十力年戦略」（ゴールドプラン）の諸事業を「生活大国五力年計画」の最終年度である一九九六年度までに前倒しして執行すべきである（当初年次は一九九九年度となっている）。

(2) そして、今世紀中を目標とする新「ゴールドプラン」を策定すべきである。

新プランの柱には、二〇万人のホームヘルパー、全国で一万か所の「老人訪問看護ステーション」、在宅ケアに適した住宅改造、老人福祉施設の個室化の促進等がふくまれ

るべきである。

2 これらの事業はもっぱら地域で進められるが、プラン通り実施されるには国の財政責任を拡大する必要がある。「地方老人保健福祉計画」が策定され、かつ、老人福祉施設の措置権が町村に移行する一九九三年度（平成五年度）から新「ゴールドプラン」の最終年度である一九九九年度（平成十一年度）までを「高齢者ケア集中整備七力年計画」期間と位置づけ、この期間に集中的に高齢者ケアサービスのための投資を実施すべきである。

3 高齢者ケアサービスを集中的に促進するため、「高齢者の生活を支援するための国庫補助の特例に関する法律」（仮称）の制定を提唱する。法律案を次の国会に提出

する予定である。その骨子は次のとおりである。

## 二 法律案の骨子

### 1 目的

この法律は、高齢者が生きがいを持って家庭及び社会において健康で文化的な生活を営むことのできるよう、人口の高齢化に応じた社会の基盤整備を速やかに行い、もつて活力ある福祉社会の実現を図ることを目的とする。

### 2 国の補助の特例

(1) 都道府県又は市町村が平成五年度から平成十一年度までの間に行う高齢者のために行う措置又は事業について国の補助率を引き上げする。現行の関係補助率の多くは二分の一ないしは三分の一となっているが、それらを四分の三ないしは二分の一に引き上げる。補助事業については主務大臣が基準を設け認定を行う。

(2) 対象事業は、医療・保健・福祉サービスを中心としつつ、福祉マンパワーの確保、在宅ケアにふさわしい住宅整備、道路や交通手段の改善による福祉のまちづくりなど広範囲なものとする。

イ 老人福祉法による老人福祉に関する措置又は事業

ハ 高齢者用住宅の供給等、高齢者の居住

の安定に関する事業

二 交通、公共施設等、高齢者の住みやすいまちづくりに関する事業

木 高齢者の労働能力の活用の推進に関する事業

へ 高齢者の社会参加、文化活動等、高齢者の生きがいづくりに関する事業

ト 高齢者の医療保健福祉の確保に必要な人材育成に係る事業

チ その他高齢者の家庭及び社会における生活の支援に必要な事業

3 施設補助の方法

本法に基づく事業の実施に当たっては、地域の需要と特性に合致した施設整備を進めため、個別事業別補助制度を改善し、総合メニュー方式とする。

4 地方財政上の措置

1の目的を達するため、地方公共団体がその地域の特性に応じた施策を行うことができるよう、補助事業の地方負担分及び単独事業の推進に必要な財源については、都道府県・市町村に対し、施設整備については特別の起債枠の設定と元利償還費の基準財政需要額への算入、維持管理、ソフト事業等についても地方交付税措置などを講ずることとする。

(以上)

一九九一・七・一四

## 「地方分権推進法」制定を提唱する

日本社会党シャドーキャビネット

委員長 田辺 誠

自治委員長 五十嵐 広三

### 1 分権の二十一世紀

東京一極集中は、明治以来の集権体制と

経済の効率化政策が国土計画、都市政策に反映されたものであるが、今日においては地域格差の拡大や大都市生活環境の悪化などの弊害が顕著となり、その早急な是正が求められている。しかし、一極集中のは正是集権政策の転換抜きには実現しえず、また今日の経済・社会に求められている環境問題や高齢化問題への対応や住宅・下水道などの社会的共通資本の整備の面からも分権の推進が求められており、市民の参加意欲・自治体の行政能力の高まりからいつて提言しているが、実現したものはわずかであり、機関委任事務は年を追って増加し、一万件を超える許認可等も温存されている。また、国庫負担率のカットが行われる一方で補助金の整理合理化も進んでいない。

新行革審では分権推進の試験的試みである「パイロット自治体制度」の創設への答申をめざしていたが、中央官庁の横槍で換骨奪胎され、異例の宮沢首相への申入れも何らの効果があがっていない。

### 2 自民党・宮沢内閣の分権への疑問

分権は超党派的な課題であるにもかかわらず、政府も与党自民党も不熱心であり、むしろ集権に執着しているといわざるを得ない。地方制度調査会・地方六団体においては、分権の推進を数次にわたって答申・提言しているが、実現したものはわずかであり、機関委任事務は年を追って増加し、一万件を超える許認可等も温存されている。また、国庫負担率のカットが行われる一方で補助金の整理合理化も進んでいない。

3 「地方分権推進法」制定と「分権推進計

## 画」の策定・推進

社会党は、60年代の革新自治体運動以来、「参加・分権・自治」の推進を提唱し、幾多の政策提案を行ってきた。今日、国民的行政改革の推進にとって分権推進は不可欠と考え、ここにわが国としてはじめての「地方分権推進法」制定とそれに基づく「分権推進計画」の策定を提唱する。

その基本的視点は、第一には、国と地方の役割、事務事業の再配分に基づく、権限の地方移譲の推進である。これは、第一段階としては機関委任事務、許認可事務等の整理合理化、補助金の具体的かつ抜本的な整理合理化を推進し、さらに第二段階として税源再配分も含めた抜本的な国・地方の役割の再編を展望する。

第二に、地方制度については、現在の直接民主主義に基づく二層制の地方制度を基

本としつつ、市町村行政の充実と都道府県・市町村それぞれの自主的な共同事業、連合行政の推進を図る。国の権限を都道府県・市町村へ、また都道府県の権限も市町村への移譲を推進する。そして、新たな国・都道府県・市町村の関係のもとで共同・連合行政の推進をめざす。

第三には、憲法に定める地方自治の本旨に基づく住民自治の拡充であり、直接民主主義の手法の豊富化である。

## 4 地方分権推進法の骨格

(1) 国は国の根幹に関する行政、地方自治体は住民生活に関する行政全般を担うことをめざし、そのための事務事業の配分の見直しの方向を定める。

(2) 国の関与、必置規制、機関委任事務等の抜本的な整理合理化の推進などを定めるとともに、補助金の整理合理化・一般財源化の推進、地方交付税制度の充実の基本方針などを定める。

(3) 分権を推進する審議・立案・チェックのための内閣総理大臣の諮問審議機関として「地方分権推進委員会」を設置し、二十世紀までの七年間で分権推進の第一段階を完了するための「地方分権計画」の審議・立案その他の役割を課す。

(4) 立案された計画の政府による決定及び法制化等の措置、国会への進捗状況等の報告、地方自治体及び議会で構成する団体の意見具申権などを定める。

(5) 都道府県・市町村の役割分担整理、共同・連合行政の推進、住民自治の拡充のための住民投票制度、条例制定権の拡充等について定める。

(6) 国民・地方団体・全会派等への呼び掛け

社会党シャドーキャビネットは、本年二月以来、新行革審の鈴木会長・細川前部会長をはじめ、知事・市長、学者等との意見交換を進める中で、以上の骨格に基づき「別紙」法案骨子をまとめた。

シヤドーキャビネットは、次期通常国会への法案提出をめざして法制作業を進めて

いるが、参議院選挙後、地方団体はもとよりとして、各党・各会派に呼び掛け、内容を調整の上その成立をめざしたい。

## 地方分権推進法案—骨子

### 第一章 総則

第1 目的と基本理念

第2 地方自治体の責務

第3 国の責務

第4 国民の責務

### 第二章 国と地方の役割分担

第5 行政事務・事業の役割分担の基本方針

第6 権限移譲の基本方針

第7 国の関与・必置規制等の整理合理化の基本方針

第8 機関委任事務の整理合理化の基本方針

第9 国庫補助金の整理合理化・一般財源化の基本方針

第10 税財源の再配分・課税自主権強化の基本方針

第11 地方交付税制度拡充の基本方針

第三章 地方分権推進委員会の設置等

第12 地方分権推進委員会の設置

第13 地方分権推進委員会の組織

第14 地方分権推進委員会の任務—計画の審議・立案、進捗状況の監視・報告、法改正等の審議・提言等

第15 地方分権推進計画の策定

地方分権推進計画の決定と法制化等の措置

第16 国会への報告等

第17 地方自治体及び議会で構成する団体の行政府・立法府への意見具申権

第五章 地方自治体制の強化充実

第18 都道府県と市町村の役割分担

第19 自主的な連合行政

第20 住民投票制度の創設

第21 条例制定権の強化

附則

一九九一・七・一五（於 青森）

# 「農村総合整備促進法」制定の提唱

—新しい農山村の社会生活基盤整備のためのモデル事業の実施—

日本社会党シャドーキャビネット

農林水産委員長

村 沢

牧

なっている。

一、わが国の農業・農村は、経済の国際化のなかで農畜産物の輸入圧力を受ける一方、国内的には減反政策、低迷する農畜産物価格等によって経営のいきづまり状態にある。加えて高齢化・後継者難、労働力不足などが進行し、わが国農林業の存続すら危ぶまれ、農山村地域は崩壊の危機に瀕しているといわざるをえない。

このような状況のもとで農林水産省は、さる六月一〇日、昨年五月から検討を進めていた「新しい食料・農業・農村政策の方針」（新政策）を発表した。しかし、この新政策は、食料・農業・農村の現状について厳しい分析と認識を示しながらも、「農政の方向」を抽象的に列記するのにとどまり、目標へのプロセス、制度的裏付け、財政措置などについては具体性を欠くものと

二、わが党は、現在「農業三法案」（地域農業振興法案、中山間地域等農業振興法案

・青年農業者就農援助法案）の制定を提案している。この提案は、地域農業の再生と後継者確保、中山間地域の振興策などの体系的整備による日本農業の再建策的具体的提案として注目を集めている。わが党は、この三法の制定により、農林業の再生・振興を推進するが、今日の農村の現状から農林業振興を側面的に支援し、農村地域社会



の活力を引き出すためには新たな総合的環境整備が必要と考える。

すなわち、農業を支えるコミュニティとしての農村の基盤整備を進めるための社会生活基盤の整備・福祉・医療・教育・文化、生きがい対策などのソフト事業、環境保全対策などの推進を、これまでの縦割り行政を排し、政府、地方公共団体が総合的、一貫的に進めることが求められている。

したがって、ここに「農村総合整備促進法」を制定し、新たな農村の総合整備のためのモデル事業を実施し、その成果を全国的に普及させ、国民的合意に基づく総合的農村活性化政策の確立を図ることを提唱する。

### 三、「農村総合整備促進法案」骨格

(一) 従来の農業振興地域整備法が農地の保全等に力点を置いたものであるのにに対し、本法においては農村の社会生活基盤の整備を中心として、その推進方針と国及び地方公共団体の役割を定め、モデル事業を推進することとする。

(二) 国は、総合的な農村整備のため、農業振興地域整備法の対象地域のうち都道府県から申請のある町村の中から高齢化率、若年指数、道路整備率、下水道普及率などを基準として「農村整備促進モデル地域」指定し、その振興のための「基本方針」を定めることとする。

針」を定めることとする。

(三) 都道府県及び当該町村は、協力して基本方針に基づき、「農村整備促進モデル事業計画」を決めることとする。

(四) 農村整備事業促進事業の対象事業は、福祉施設・公共施設・医療施設・コミュニケーション施設・住宅施設・農林業関連施設、情報施設及び文化・スポーツ、生きがい対策事業、環境保全事業等とする。

(五) 対象事業の実施に当たっては、都道府県が補助を行う場合、国がそれに見合う

「農村総合整備モデル地域特別交付金」を交付することとする。また都道府県及び市町村負担分の全額について起債を認めることとし、その元利の償還について交付税措置することとする。

(六) 本法に基づくモデル地域は、各都道府県五、六町村とし、約三〇〇町村を指定し、五年間で事業を達成することとする。総事業費については、五年間で三、〇〇〇億円を見込む。

一九九二・七・一六（於 高知）

## 地球環境保全基本法案の提唱

日本社会党委員長  
田辺誠

一九七六年に制定された公害対策基本法とこれに関連する個別法は、「国民の健康を保護」し「生活環境を保全」することであつて、①自然環境一般の保全が対象とされていない、②地球と人類の全体を視野に入れていない、などの限界がある。このため政府は、秋の臨時国会に環境基本法案などを提案する準備を始めたが、その実現にはまだ見通しが立っていない。これに対して社会党は、地球環境保全基本法案をはじめ環境アセスメント法案などを臨時国会に提案するとともに、現行法を全体的に見直し、改正を加えたい。この方針

に基づき、ここにまず地球環境保全基本法案の骨子を明らかにする。

なお社会党は、一九七〇年の公害国会に環境保全の創設を含む「環境保全基本法案」を立案してこれを公明、民社両党とともに提案し、七六年には「環境アセスメントによる開発規制法案」を単独で提案している。現在進めている作業は、環境問題がボーダレスとなつた今日の状況にこれらの実績を適応させ、发展させたものである。

## 一、二つの責務

社会党案においては、国的基本的な責務として次の三つを明確にする。

- (1) 人類の環境権を守り自然と共生する責務  
地球規模で進んでいる環境の汚染と破壊は深刻であり、このまま推移すれば二一世紀前半にはそれが世界平和を脅かし、人類生存の危機を招くことになる。そこで国は、現在及び将来の世代が地球環境のもたらす恵沢を等しく享受する権利を守り、人類が自然と共に存できるようにしなければならない。
- (2) 環境保全の国際貢献  
日本は、世界に先駆けて深刻な公害被害を経験し、公害規制等の制度を整備するとともにその防止技術を開発した。さらに、資源・エネルギーの最大の輸入国として、

また企業の世界的な活動を通じて、地球環境の汚染・破壊の大きな原因となつていている。そこで、その保全と回復に向けて積極的に国際貢献をしなければならない。

- (3) 環境保全型の生産と消費に転換する責務  
「環境からみて健全で持続可能な開発」をめざすことが国際的な合意となり、国際機関においても、それぞれの国においても、これを実現するためのとりくみが開始されている。そこで、日本においてもこれまでの生産と消費への転換を図らなければならぬ。

## 二、五つの原則

社会党案の五つの原則は、おおよそ以下の内容である。

- (1) 環境保全型社会への移行
  - ① 政府は地球環境保全計画及びこれを推進する行動計画を、自治体は地球環境重視のまちづくりなど固有の計画及び政府計画に準じた諸計画を、それぞれ策定・推進する。
  - ② 環境指標を含む経済指標（グリーンGNP）を日本でも開発し、内外の成果を踏まえて「生活大国五カ年計画」等を見直し、「環境からみて健全で持続可能な」経済計画を新たに策定する。
  - ③ 環境に対する負荷の大きい事業を行って
- (2) 地球環境のための国際貢献
  - ① 公害の防止、廃棄物の処理、地下水の確保、水質の浄化、水源や森林の保全など卓越した日本の技術を生かし、人的な国際協力を進めるための組織を設置する。
  - ② 日本企業の海外活動に国内の諸基準を適用することによって「公害の輸出」といわれるような事態を防止する。
  - ③ 開発途上国との環境保全が可能となるよう援助することとともに、地球環境の汚染・破壊に繋がるような政府開発援助（ODA）は行わない。
  - ④ 一九九三年の国際先住民年にあたって、政府は「先住民の生活と環境を守る行動計画」を策定する。
  - ⑤ 国連・環境保全理事会の創設を提唱し、日本はその活動を積極的に担うこととする。
- (3) 予見・予防の先行システムの確立
  - ① 環境アセスメント法を制定し、開発行為

について計画段階から環境アセスメントの実施と関係情報の公開を義務づける。

②事業者等による環境アセスメントについて、一定数の住民や自治体の議会などから審査請求がある場合には、後述の環境監査委員会がこれを審査する。

③開発行為について、自治体の有権者の一定数以上が請求する場合（条例の改廃を直接請求する場合は現行地方自治法で五十分の一以上）、または自治体の議会が発議する場合には、当該自治体はその問題の賛否等を住民投票に問わねばならないものとする。

#### (4) 市民活動の支援

①環境と開発に関する問題提起、国際的な協力活動、地域での活動等を行う市民団体を政府が助成できるように、その公益法人化の要件を緩和する。

②これらの市民団体に対しては、前述の地球環境基金からも助成できるようにする。

③これらの市民団体に対する個人・団体の寄附金は非課税とする。

#### (5) 環境行政の推進機構の整備

①国・自治体のすべての行政事務は、環境保全に配慮しなければならないものとする。

②国の行政を環境保全の見地からチェックし改善を促す機関として、事業官庁とは別の監督・調整官庁として、内閣に対し独立

の地位と権限を持った仮称「環境監査委員会」を設置することとする。

③環境監査委員会は、民間の環境オンブズマンとして市民に監査員等を委嘱できるとともに、開発事業を環境面から事前審査し、

改善勧告や中止命令を出せるものとする。

④現在の環境庁は環境省とし、各省の環境関連事業の統合を将来にわたって計画的・段階的に進める。

一九九一・七・一七（於 札幌）

## 国民の直接参加で政治の活性化を

——自衛隊の海外派遣の是非は国民自らが決めるべき——

日本社会党  
書記長 山 花 貞 夫

一、先の国会は、日本の議会制民主主義のあり方そのものが問われる国会であった。すなわち、①憲法とその有権解釈、②多数決原理とその民主的プロセス、③議院—政党内閣制における政党のモラル、④選挙公約と施策決定との関係における有権者の関与などが、PKO法案とその成立過程で問題となつた。

社会民主党は、憲法上の疑義が指摘され、今回の選挙公約とは異なる重要施策の決定であり、国論を一分している自衛隊の海外派

遣を柱とするPKO法案の成立を強行するのなら、民意に問うために衆議院を解散するよう強く求めた。同時にわが党は、総選挙の実施は実現しなかつたものの、今次の参議院選挙が自衛隊の海外派遣に対する国民の意思表明の機会であることを訴えてきた。

しかし、宮沢首相は、民意に問うことを拒否し、今次の参議院についてもその結果如何に関わらず、PKO法の見直しには消極発言を繰り返し、カンボジアへの自衛隊

派遣を強行する考えを示すとともに、莫大な宣伝費を使い、自衛隊派遣の正当性と社会党批判を開拓している。これは、代表民主制と国民主権に対する重大な挑戦といわなければならない。

社会党は、改めて今回の参議院選挙が自衛隊の海外派遣の是非を問うものであることを国民にアピールするとともに、宮沢首相の国民主権軽視の姿勢を厳しく糾弾する。同時に、消費税、PKOなど重要な問題について国民の声がなぜ内閣や議会に直接反映されないかという大きな疑問を表明する。社会党は、国民が重要な問題について直接的に政治に参加できる制度の拡充を図ることこそ憲法の主権在民を活かす道であり、政治の活性化に必要と考える。したがって、ここに国民の政治への直接参加の機会拡大を図り、政治を身近なものとする同時に、その活性化を図るための提案を行う。

#### (一) 国民投票制度の創設

憲法においては、憲法改正、最高裁判所裁判官の国民審査、地方自治特別法に関する住民投票の三つを義務的投票制度として規定している。しかし、既に欧米においては議会制民主主義を補完するものとしてのレヴァレンダム・イニシアチブ等の国民の

直接的な選択・発議権の手法を多く取り入れている。その中には義務的なものも存在するし、また諮詢的・助言的な制度もある。したがって、わが国でも憲法の趣旨を踏まえ、諮詢・助言的国民投票制度の創設を提唱する。

その方法は国によって様々であるが、我が国の場合においては内閣の要請による国会での議決ないし一院の議員の三分の一以上の発議を要件とし、法律制定の前ないし直後とすることが最も合理的と考える。この制度は、制度的には拘束力を持たないが、政治的・道義的な効力を發揮し、国民の声を国政に直接反映させ、代表民主制を補完することができる極めて有効な手段である。

#### (二) 日常的な選択・発議権の拡充

憲法に定めがあつても民意に問うこと回避する、憲法に定めがないから民意に問わなくてもよいとする風潮は、政治家の驕りと腐敗、行政の硬直、議会の停滞を招き、助長させている。憲法九十五条の住民投票の積極的な運用、最高裁判事の国民審査方法の改善などによって政治の活性化は大きく前進すると考える。

とくに、教育長の任命制を止め、教育委員会公選制にすること、環境権や税金等に関する住民の直接請求権の確立を図ること、また現在まれに行われている諮詢的住民投票を国民投票と同様に普遍的制度として採用するなど日常的なレヴァレンダム・イニシアチブの拡充を強く主張する。

**(三) 行政情報の公開の推進**

国民の政治への参加は、同時に国民への行政情報の公開が伴う必要がある。国民投票制度に対する有力な消極意見として、国民が正しい判断力や知識を持たないとするものがいるが、これは国民に対し正確な情報を提供しないことの自己弁護に他ならない。多くの場合、情報を行政が専有し、国民や住民は正しい情報から遠ざけられている。

情報公開法制定は国会においても幾度か野党から提案されているが、政府は制定する姿勢を示していない。社会党は改めて情報公開法の制定を提唱する。

一、審議不十分なままの合意形成抜きの数力による法案の強行採決や必要な証人喚問の拒否など、議会制民主主義の意義と国民の負託を受ける政党のモラルに疑問を呈するようなことが、リクルートや共和・佐川疑惑、消費税やPKO法など次々と発生している。こうした行為は政治への国民の不信を募らせ、日本の民主主義の水準を海外から問われる結果を招いている。宮沢首相は、経済大国から政治大国を展望しているが、民主主義抜きのこうした志向は解釈改

憲の積み重ねと政権腐敗の温床といえる。

社会党は、政治・行政システムにおける国民の直接参加の拡大によって、我が国の議会制民主主義の危機を乗り切り、政治の

活性化を図ることを強く主張し、社会党自身も広く国民に開かれた政党システムの確立を追求する。

一九九二・七・一八

## 景気問題に関する四つの緊急提言

日本社会党政策審議会  
会長 早川勝

宮沢総理が打ち出している一連の経済対策

は、大幅な財政出動と公定歩合の引下げが中心となっている。しかし、問題なのはこうした一連の経済対策を講じても景気が一向に好転しないことである。しかも、公定歩合を引下げれば株価が下落し、大型補正予算を打ち上げればまた下落するというように、経済に強い本格政権として期待が寄せられていた宮沢総理に対し、市場は不信を表明しつづけている。

そもそも宮沢総理は、バブル経済を引き起したときの大蔵大臣であり、その責任者である。

バブル経済の崩壊後、製造業を中心としてその調整過程にあり、金融、不動産についても不良債権の処理を迫る段階にきている。こうした状況にあって、個人消費の拡大が望まれているが、所得税減税を行わないことを表明すること自体、経済の舵取りを誤っているといわざるを得ない。

いま必要なのは次にあげる四点を表明し、実行することである。

### 一、所得減税の実行

現下の景気後退は、不況感という心理的な要因が先行した側面も強く、そのことが個人消費の停滞も引き起こしている。その

ため個人消費の拡大に向けた所得減税が必要となっている。所得税の減税については、実質的に四年行われておらず、物価調整と見込まれることを考えれば、これを財源として減税を実行すべきである。バブル経済下において大幅な剩余金があったにもかかわらず所得税減税を行わなかつたこと 자체が誤りであったといえよう。したがって、九二年度中に九一年度剩余金を財源として、給与所得控除の一〇万円引上げを行い、パート減税についても現行一〇〇万円を一一〇万円に引き上げを実行すべきである。

### 二、消費税の見直しと税率の引上げを行わないことの表明

消費税を提案したのは当時大蔵大臣であった宮沢総理であり、消費税についても宮沢総理の責任はきわめて重い。自民党は、二年前の総選挙において、消費税の大幅見直しを公約していた。しかし中途半端な是正のまま消費税の見直しを放棄し、しかも「消費税は定着した」と強弁している。これは明確な公約違反である。いま求められているのは、昨年から中断している消費税の見直しについての協議を再開し、当面、国民の切実な要請である飲食料品の非課税を早期に実施することである。

そして、巷間伝えられている消費税の税率の引上げについては、絶対に行わないことを表明すべきである。

### 三、地価税の着実な実施

バブル経済のときに引き起こされた地価の暴騰の反省に立ち、今年から地価税が導入されている。社会党は昨年の国会審議に際して、地価税の税率が初年度（今年度）〇・二%、平年度（来年度以降）〇・三%では低すぎると指摘してきた。しかし、バブル経済の崩壊にともない、地価税の負担軽減のため、この低すぎる税率を更に引下げ、あるいは骨抜きにしようとする動きがある。こうした動きに対して、宮沢総理は、毅然として法律通りに実施し、その収支は与野党の合意となっている所得減税に振り向けることを明確に表明すべきである。

### 四、現在の水準から公定歩合を引下げないことの表明

公定歩合の推移は、昨年、今年の四回にわたる引下げにより、六%から三・七五%に低下し、バブル経済を引き起こした二・五%の超低金利水準に近づいてきている。

昨年九月からの引下げをみても、結果として金融機関の救済という側面を色濃く反映した一連の引下げであったといえよう。そ

の一方で、一般預金者の預金金利は目減りし、個人消費は停滞してきた。したがって、

バブル経済の再来を招くようなこれ以上の低金利政策は行わないことを直ちに表明すべきである。

一九九一・七・一九（於 鹿児島）

## 農業再建にむけての四つの提言

日本社会党中央執行委員長  
田 辺 誠

ガット・ウルグアイ・ラウンドの農業交渉は、アメリカとECの対立で行き詰った状態にある。今後の焦点は「ドンケル事務局長合意案」の修正にアメリカが応じるかどうかという点にかかっている。アメリカとECの交渉で合意が成立した場合には、日本に対するコメ等の「例外なき関税化」が押しつけられることが予想される。

このようななか、農林水産省は、去る六月一日に「新しい食料・農業・農村政策の方針」（新政策）を発表したが、それは「農政の方向」を列記するにとどまり、具体的な農業政策の提起はなされていない。しかも、農政の基本目標ともいべき「食糧自給率向上

の目標」が不明確なことや、ガット・ウルグアイラウンドにおけるコメの市場開放が国民の重大な関心を集めているとき「コメの市場開放」はしないという態度を明確にしていいのは国民の不信を招くものである。また、大規模稻作農家の育成のために施策のほとんどを集中し、過疎、高齢化、後継者難にあえて中山間地域対策等をなおざりにしているのは明らかにコメの市場開放への布石といわざるをえない。

今、わが国農業を取りまく情勢は、きわめて厳しく、農業の再建、農村社会の活性化が強く求められている。したがって、わが党は農業再建にむけて次の四つの提言を行い、

自民党農政の抜本的な転換をはかる。

### 一、食糧自給の向上と国境調整の確立

いま、食糧自給率を向上させる課題は、はかつていく上で最も重要な課題といえる。

日本農業のあり方について、国民的合意を都市と農村の共生を基本に、生産者、消費者が共通の認識に立って食糧の安全保障と食品の安全性など日本の農業の将来を考えるためにも、食糧自給率向上を基本にすべき具体的な農業・食糧・農村政策が展開されなければならない。わが党は国民一人当たりの一日の平均摂取カロリーを二六〇〇kcalとし、いかなる不測の事態にも対処できるよう一人当たり一日平均一八〇〇kcalsを供給するために、当面、カロリー自給率で六五%～七五%（現在四七%）、穀物自給率で五〇%（現在三〇%）水準を目指して農業政策の確立をはかる。これらを実現するうえでまず重要なことは、ガット・ウルグアイラウンドの場でコメ・乳製品・でんぶん等の市場開放を阻止することである。そのためにわが国は計画的食糧備蓄の必要性、輸入数量制限の堅持、各国農業政策の自主性の確保の方針など食糧輸入国の農業の立場を強く主張し、その実現に向けた努力をすべきである。

### 二、地域分権型農業の確立

地域農業・農村活性化のためには、天下

り画一主義の構造改善事業等に代表される

「霞ヶ関農政」＝中央集権型農政から、地域の農業者の創意工夫が生かされる「あぜ道農政」＝地方分権型農政に転換する必要があり、それはいま最も求められている。

地域農業を計画的・効率的に推進するためには、地方自治体、農業・農民団体、消費者団体等によって自主的に策定した計画にもとづき、地域農業の振興をはかつていくというボトムアップ方式が現在もとめられている。このような課題の実現に向けわが党は

「地域農業振興法案」の制定に全力をあげる。同時に地域農林業の振興には農山村の住環境整備が不可欠なことから、農林水産省の行政範囲を越えた社会生活基盤の整備、福祉、医療、教育、文化など総合的施策の確立が求められている。これらの要請に応えるため「農村総合整備促進法案」（仮称）を制定する。

### 三、中山間地域対策の確立

戦後農政のひずみが最も集中している中山間地域は、地形的、社会的、経済的に多くのハンディを負っているが、全水田の約四分の一、林野面積の大部分を擁し、食糧・木材・水等を供給するとともに、国土の保全、自然環境の維持など国民生活に欠く

ことの出来ない重要な役割を担っている。

化をはかるため、地場産業の育成とともに、ECではやくから導入されているデカップリング政策（いわゆる所得補償政策）をわ

が国にも導入すべき時代を迎えていた。わが党は、日本型デカップリング政策の確立をめざし、耕作放棄率や高齢者営農地率等の高い条件不利地域で低化学肥料・低農業農業など環境保全型農業を営む農業者に対する奨励金の交付を柱とした「中山間地域等農業振興法案」を制定する。

### 四、後継者対策の確立

一九九〇年の新規学卒就農者が一八〇〇人という数字に象徴的のように、わが国農業の再生を担う後継者対策は緊急かつ重要な課題である。農業の将来展望を確立するとともに、農業に意欲をもつ青年男女が共通してもつてある就農後の不安材料を少しでも少なくするような受け入れ体制が必要である。わが党はこのような体制作りを進めるために、研修から設備資金、経営安定資金の無利子もしくは低利融資を内容とする「青年農業者就農援助法案」を制定する。



一九九二・七・二〇（於 奈良）

## 教育を受ける機会を広げ

### 親負担を軽減するために

日本社会党書記長  
山花貞夫

義務教育修了者の九六%が高校に進学する時代を迎えていますが、親のない子どもや片親家庭の子どもの多くは、能力も意欲もありながら進学の機会を奪われています。その原因は、こうした子どもたちに対する「教育を受ける権利の保障」が基本的に義務教育で終了してしまうことにあります。子どもは親を選んで生まれてくることはできないのですから、教育の機会はすべての子どもに平等に保障されねばなりません。このために、国際人権規約は高等教育も含めて教育費は無償であるべきだし、近々に日本も批准することになる「子どもの権利条約」も高校教育（後期中等教育）までの無償化とそのために必要な援助を求めています。日本でも、その趣旨にそつた改革が急がれるべきです。

親元を離れて学ぶ大学生・短大生などへの

親の仕送りの額は、年間二五〇万円とも三〇〇万円とも言われ、その負担の重さが社会問題化しています。この教育費負担の軽減が急がれます、同時に、大学生となる一八歳という年齢は「子どもの権利条約」でも成人とされる年齢でもあり、親が扶養するのが当然だとする発想からの転換も必要になっていると考えます。親のない青年も、親に負担能力が少ない青年も、親に反対されながらも学びつけたい青年もいます。教育の制度は、このような青年の全てに機会を保障する制度となるべきです。

社会党は以上のような認識のもとに、急がれる次の五つの提案を行います。

一、公立高校を無償化し、児童福祉を高校卒業まで延長します  
二、親の教育

費負担能力の如何を問わずには、高校教育の機会を保障すべきであるとする国際的な認識に基づき、公立高校の入学金・授業料・教科書代を無償とします。このため、来年度の進学者から順に、年度更新で実施することを提案します。

また、福祉施設や福祉家庭の子どもに対する教育費援助や生活費援助は高校卒業まで延長し、現行では満一八歳で終わってしまう年金制度における「子への給付」についても高校卒業まで延長するよう提案します。

#### 二、公立高校の無償化に伴う私立高校への助成を行います

公立高校の教育費無償化に伴い、私立高校生（全高校生の二八・八%）の教育費負担も軽減するため、公立高校で無償化される額に相当する額を私立高校に助成することを提案します。この助成は、公立高校の無償化にあわせて、来年度から順次、年度更新で適用することとします。その助成額は、第一年度から第三年度までは公立高校で無償化される入学金・授業料・教科書代に相当する額に在校生数を乗じた額とし、第四年度以降は第三年度の額を物価スライドさせた額をもとに予算化した額とします。

#### 三、親元を離れて学ぶ学生に公的住宅を整備します

親元を離れて学ぶ学生の負担を軽減し、  
勉学を犠牲にしてアルバイトに精を出さざ  
るを得ない状態を緩和するために、公共投  
資一〇年計画に「学生のための公共住宅」  
の建設を位置づけることを提案します。

#### 四、親がかりでなく学べる奨学金制度を実現

します

親がなくても、親の仕送りが少なくて、  
本人に能力と意欲があれば大学に進学して  
学び続けられるよう、奨学金の額を「教  
育費と生活費の合計額（年三〇〇万円程  
度）を上限とする本人希望額」とすること  
を提案します。

ただし当面は、「卒業後の返済が大変で  
あっても若いうちに学びたい」、「返済の  
負担があつてもアルバイトに追われるより  
勉学を優先したい」と考える若者に道を開  
くことに重点を置き、現行制度と併用する  
有利子貸与制奨学金（財政投融資の活用）  
とします。

#### 五、学生は年金保険料の納付免除を申請でき るようになります

親の反対を押し切って進学した学生や、  
親の家計に気兼ねしながら学んでいる学生  
が、公的年金制度の保険料（月額九、七〇  
〇円）のためにアルバイトを増やすざるを  
得ない事態を改革するために、学生に関し  
ては、現行制度の「世帯を一にする被保険

者の保険料は世帯主が連帯して納付する義  
務」の適用を廃止し、学生本人に所得がな  
い場合には保険料の納付免除を申請できる  
制度に改めることを提案します。

一九九二・七・一一

## 参院選最終盤にあたつて

### — 国民の皆さんへ訴える —

一、国民の皆さん。参議院選挙はいよいよ最  
終盤戦に突入しました。社会党は、自衛隊  
海外派遣の是非を最大の争点に自民党との  
熾烈な選挙戦を戦っています。しかし、前

半戦までの情勢はわが党にとって極めて嚴  
しいことを素直に認めざるをえません。

一、自衛隊海外派遣についての世論は依然と  
して二分しています。社会党は今回の選挙  
が、自衛隊の海外派遣を許すかどうかを決  
める重大な選挙であることを改めて強調し、  
国民の皆さんが「自衛隊の海外派遣ノー」  
の声を比例区、選挙区での一票に託してい  
ただきたいと思います。自民党議席を一つ  
でも多く減らし、わが党公認・推薦、連合  
型候補が勝利することこそ、実質的に「自  
衛隊を海外に出さない」道につながります。

わが党は、自衛隊の海外派遣に反対する全

ての有権者の皆さんのが、わが党への投票に  
よつて、平和憲法を守る意思を表明される  
よう強く訴えます。

一、この選挙は、二十一世紀の日本の進路を  
方向づける極めて重要な意味を持っていま  
す。社会党が伸びなければ、自民党を糾し、  
政治を変えることはできません。社会党は、  
国民一人ひとりの皆さんが日本の将来と自  
分たちの未来を見据え、悔いのない一票を  
投じていただきますよう心からお願ひしま  
す。わが党は、自民党主導の政治と多數派  
体制を笑き崩し、社会党を中心とする政治  
勢力再構築の道を切り開くために、残され  
た日数を国民の期待に応え全力で闘いぬく  
決意です。

一九九二・七・二二（於仙台）

## 新しい政治へ――協調と改革

日本社会党中央執行委員長

田辺誠

一、私は全国遊説を通じて、何よりも国民の政治不信が深刻なまでにひろがっていると現実を痛感している。この政治不信は、とりわけ、戦後半世紀近くに及んだ自民党一党支配の結果にほかならないのだが、しかしそれを言うだけでは国民の深い不信感を解くことはできない。とりわけ野党第一党であるわが党には、古い自民党政治に代えて国民が期待できる新しい政治をつくりだす課題が課せられている。同時にそのための条件を着実に整えないかぎり、われわれも今日の政治の閉塞状況に対して責任を負わなければならない。

一、私がさきに提起した参議院における統一会派の課題はその一環であり、これは今後とも粘り強く追求する。同時に私は、今日、国民が求める政治のみずみずしい再生のためには、単に既成政党の関係修復や組み合

わせだけでは不十分であることをも実感している。したがって今後は参議院において、できるところから野党・諸会派結集の実績を積み上げていく決意である。

そのためには当面、政治改革、景気対策、国民生活関連分野における政策協調の積み上げがきわめて重要であり、これらの課題での政策の一貫性は可能である。

一、政治には変化が必要である。そして政治に前向きの変化をもたらすには、わが党がイニシアティブを発揮し、自民党に対抗する新しい政治勢力を形成することが不可欠である。野党勢力は、再び足並みをそろえ、自民党政権に代わる政権獲得という目標をあくまでも追求しなければならない。冷戦後の国際社会においても、政権与党の低迷と停滞が深まっている。世界の人々は新しい時代の新しい政治を求めているのである。

わが国においても、野党は結束して、自民党と対抗しなければならない時にある。それが野党としての大義であり、わが党は過去の経緯にとらわれず野党の協力・協調を回復するために真剣な努力を重ねたい。こうした努力の一方、私は政権を担う党への改革をさらに進めた。二十一世紀に向かう日本の針路についても、国民一人ひとりの暮らしの将来についても、政治には確固とした道標を示す責任がある。今日、価値観の多様化が言われる時代状況にあっても、国境を超える市民社会の基本価値は確認されており、それを土台にして、国民とひびきあえる目標と理念を示すことがわれわれの課題である。私は、それをつきの二つにまとめることができると考えている。

- ① 平和、人権、自由、民主主義、分権、公正、ヒューマニズム、共生、連帯などの理念を体現する。
- ② 日本国憲法を現実の全ての分野で生きる。

一、わが党は一九八六年に「新宣言」を決定したが、八〇年代末以降に見られた内外情勢の巨大な展開は、「新宣言」をも超える多くの政策・政治課題を生みだしており、「見直し」が迫られている。わが党は「新宣言」を、広く新たな視野で発展させ、より現実的な「国民の党」へと前進しなけれ

ばならない。見直しにあたっては、新しい

世界と日本の現実を直視し、①冷戦後の世

界と二十一世紀像、②日本の地位と国際的役割、③市場経済を基本とした安心・安定の経済の実現、④選択肢ゆたかな社会の創造、⑤きれいな政治・分権型の小さな政府づくり――など「政治の未来」について、党内で真剣な論議をつくし、二十一世紀への展望を切り拓きたい。

一、このため、この夏以降、「『新宣言』にかんする検討委員会」（仮称）を設置し、

執行委員会、シャドー・キャビネットの閣僚、

各級の議員が先頭に立ち、全国各地で、規模の大小を問わず重層的な討論を組織したいと考えている。同時に、新しい時代のダイナミックな変動をたえず追究する社会主義インターとの国際的な共同討議をも推進していきたい。

#### はじめに

日本の政府開発援助（ODA）は拠出額で世界一位を占めるようになったが、それにふさわしい評価を内外から受けていない。国民の税金を主な財源とするODAは、九一年実績で約百十億ドル（約一兆四千億円）に達している。しかし多額の援助にもかかわらず、「日本の顔が見えない」と言われているのが実情である。日本の援助は不透明であり、マ

ルコス疑惑の例にみられるように疑惑の温床であつたし、現在もその種の報道は絶えない。

日本の援助が独裁政権を支えた側面もあった。ダム建設など巨大開発プロジェクトへの一部の援助は、援助受け入れ国住民の環境や生活基盤を破壊し批判のマトとなっている。米ソ冷戦が終結し、「平和の配当」が南北格差の解消、地域紛争の予防、世界環境の保全に振

一九九二・七・二二（於 鳥取）

## ODAに関する五項目の提言

### —軍縮平和のODAドクトリン—

日本社会党シャドー・キャビネット

外交委員長 久保田 真 苗

り向かなければならない今ほど、日本外交の柱の一つであるODAの理念および量と質が、問われている時はない。政府は六月末に「政府開発援助大綱」を発表したが、このような現状を転換するだけの具体性に欠ける。社会党は、次の具体的な政策を提案し、平和国家・日本の顔が見える援助行政確立のため取り組む。

#### 一、軍縮平和の援助ドクトリン

世界の軍事支出は漸減の傾向をしめしているが、総額は一兆ドルを超えて、また途上国の軍事支出は一、六七三億ドルに達している（一九八八年）。途上国への経済開発協力機構（OECD）諸国のODA総額は、過去数年、年間約五〇〇億ドル超（九一年実績は五八二億ドル）である。ところが途上国の軍事支出は、過去数年、援



助受け入れ総額の三倍から四倍に相当する。

一方、OECD諸国のODA拠出額は、その軍事支出の八・八%にすぎない（八七年）。工業先進国、途上国を問わず、世界の軍縮を促進し、途上国の飢餓と貧困を克服し、人間の尊厳に値する生活の保障と安定および福祉の向上を急がなければならぬ。

とりわけ、途上国の武器輸入などによる

軍事拡大、武器製造と武器輸出は、地域紛争に油を注ぐものと憂慮されている。軍事拡大によって近隣諸国に脅威を与える、または武器輸出をしている国へのODAの供与は、平和を愛好する日本国民からすれば納得のいくものではない。平和憲法をもつ日本は、援助の実施にあたって政府の「ODA四指針」を一步進め、具体的な基準を設け、軍拡、武器輸出国に対して援助を抑制する方向で臨み（ネガティブ・アプローチ）、軍縮を進め、また武器輸出をしない国には援助を拡大する方向で臨むべきである（ポジティブ・アプローチ）。そのため、

1. 軍事予算が二%を下回る途上国（約三〇カ国）に対しては、その比率の低下に応じて援助額を増額する。軍事費削減が環境保全、貧困解消に顯著に向けられ、基本的人権が保障されている途上国は配慮する。

2. 周辺地域に脅威となる軍拡、ミサイル

兵器など地域紛争の原因を拡大することが明白な武器輸出入の途上国に対しても減額する。人権抑圧があれば減額する場合は、日本の平和主義の立場を説明し政策対話を進めこの考え方を実効あるものとするために、OECDなど国際機関の場で理解と協力を積極的に求める。

## 二、贈与率の改善、LDCへは無償援助を原則に

贈与が占める比率（贈与比率）は、ここ数年、ほぼ四〇%台で推移してきたが、米国の一九・五%、西ドイツの六八・五、イギリスの一九・一、フランスの七三・一%（いずれも八八一九年平均）などと比較すれば、九一年版の「外交青書」も指摘している通り、贈与率では「他の援助国より見劣りするのが現状である」。とりわけLDC（後開発途上国）に対する援助は、無償を原則とすべきである。

## 三、まずGNP比〇・七%の達成が目標

ODA予算額は高い伸び率を示してきたものの、対GNP比はここ数年〇・三%台を推移している。これは国連の目標であるGNP比一%、OECD（経済協力開発機構）のD.A.C.（援助国グループ）の目標の〇・七%に遠く及ばない。援助先進国といわれる北欧のノルウェー、デンマーク、スエーデンは、D.A.C.が最近発表した九一年

実績によるとGNP比でそれぞれ一・一四、〇・九〇、〇・九一%である。これに対し日本の実績は、〇・三二%でここ数年来と変化はない。冷戦の終結という国際環境の変化からみれば、防衛予算を凍結・削減して、そこから生じる「平和の配当」をODA予算に上乗せすべきである。日本のODA支出額は世界一位、二位であるが、当面D.A.C.のGNP比〇・七%目標へ近づく努力が必要である。

## 四、計画・査定へNGOの参加、実施態勢の改善

世界一位のODAが援助額にふさわしい評価を受けてこなった背景に、政府が非援助国住民の意見を素直に聞かず、それが援助行政に反映されないまま、改善されてこなったという問題がある。受け入れ国の国民に歓迎され、有効的な援助実施のため、計画段階から女性をはじめ受け入れ住民の参加を保証し、また援助の事後評価にあたっては、受け入れ国の有識者やNGO（非政府組織）の参加が有益であり、早急に実行すべき課題である。

世界一位の援助額にもかかわらず、援助実施にたずさわる人員は十分ではない。NGOの活動経験者や青年海外協力隊の経験者などの人材と能力をODA実施に活かすべきである。

## 五、ODA基本法の制定

日本にはODAの透明性を保障する関連の法律がない。社会党など野党がこの数年

間進めてきた「国際開発協力基本法案」(ODA基本法案)について、今後も引き続き努力する。

以上

一九九二・七・一三（於 群馬）

# 改めてPKO法の問題点を糾す

日本社会党中央執行委員長  
田 辺 誠

一、PKO問題は今回の参議院選挙の最大の争点である。戦後、日本は自衛隊を外国に出さないことによって国家としての平和意思の証とし、それが国民の総意として定着してきた。にもかかわらず、政府はこの国家としての重大な路線転換を十分な国民的議論も合意も得ずに強行したのである。したがって、今回の選挙は、PKO法の是非を問うことを通じて、日本国民が堅持してきた平和主義の路線を守り続けることができるかどうかを選ぶ歴史的な選挙である。

二、社会党はPKOに反対しているのではなく、PKO法に反対している。その理由の一つは、憲法で禁じている自衛隊の海外派

遣を国民のコンセンサスの形成なしに、なし崩し的に行おうとしているからである。日本政府のやり方は、国家の最高法規をなにがしろにするやり方と言わざるをえない。また、社会党はPKOに自衛隊の能力を活用することに反対していない。反対しているのは、自衛隊自体をそのままPKOに使うことである。憲法の精神を尊重するならば、自衛隊とは切り放して、別組織の形で、非軍事・文民・民生の原則に基づいてPKOへの参加・協力を買うべきである。

三、世界第二位の経済力をもつにいたった日本の国際的地位からみて、また国際協調主義を定めた平和憲法の精神に立脚するなら

ば、日本が国際社会の平和維持と繁栄のために、最大限の国際協力をすることは当然である。しかし、国際貢献イコール軍事貢献ではない。国際協力の分野はPKOだけではなく、開発協力、人権擁護、環境保護など幅広いものである。その徹底した平和主義と武力行使の原則を特徴とする憲法をもつ国家として、日本は非軍事分野で他国の尊敬を受ける貢献を行うことができる。

四、日本が国際貢献を言うなら、まず戦後責任をきちんと果たすべきである。少なくともドイツは、日本と違う対応をとってきた。

政府はPKO法案がアジア近隣諸国から理解されたというが、われわれの耳を傾けるべきは政府だけでなく、そこに住むふつうの人々である。また、日本は世界第三位の軍事費をもつ軍事費大国であり、日本自身が軍縮を行い、それを開発援助に転用するなどの「平和の配当」政策をとることが、何よりも重要な国際貢献であり、そうした努力を通じてこそ、近隣諸国の理解を得ることができる。

五、自民党は「世界の平和のために汗を流すのがなぜいけない」と、的はずれな社会党批判を行っているが、ベトナム戦争に加担し、中国承認問題で国連で最後まで抵抗し、非核三原則を空洞化してきた自民党政

そ世界平和のために汗を流すことを拒否してきたのである。また、戦後の日本が平和を維持できたのは日本が日米安保条約を維持してきたからでも、自衛隊を増強してきたからでもない。戦争放棄を定めた平和憲法を維持し、それに基づいて国民が平和努力を重ねてきたからである。また、日本が一国平和主義であってはならないのは当然である。自民党は社会党が一国平和主義だと批判するが、日米安保条約に安住して国際平和の独自のイニシアチブをとつてこなかつた自民党政府こそ一国平和主義である。

六、カンボジアの自衛隊派遣については、PKO法自体に明記されている「国連平和協力隊参加五原則」に照らしても、参加の条件は十分に満たされているとは言い難い。したがつて、自衛隊を派遣すべきでない。また、ポルポト派の動向をめぐりカンボジア和平の方向が不透明な状況にあるもとで、与野党が協力して調査団を選挙後に派遣し、現地の実状を把握すべきである。

七、選挙結果を踏まえ、PKO協力について与野党協議を行うべきである。その際、二年前の自公民合意に盛られた「平和憲法の堅持」「自衛隊とは別組織」などの項目を尊重しながら、国会大多数の会派の賛成、国民合意、近隣諸国の支持を基本にして、新しい合意の形成をめざすべきである。

八

PKOをめぐる国論を二分した議論の背景には、日本の安全保障のあり方、憲法における自衛隊の位置づけなど、基本的な問題がある。今後、日本の国際貢献を考えていく際、この問題の整理は避けて通れない。

一九九一・七・一四

## 自衛隊の海外派遣の是非について賢明な審判を

日本社会党書記長  
山花貞夫

一、参議院選挙の投票日も明後日に迫り、厳しい情勢の中での最後のたたかいが展開されているが、ここにきて選挙の最大の争点

がPKO法にあることはより鮮明となつた。同時に、この選挙戦を通して明らかとなつたことは、目に余る政府・自民党のPKO法に関する新聞・雑誌等を使った誇大な宣伝である。

な宣伝を行つたことの問題は、社会党がすでに厳しく抗議したとおりである。

しかし、自民党は選挙の終盤に入り、優勢が伝えられるや、再び欺瞞に満ちたPKO法の宣伝を展開している。ミュンヘン・サミットの際には党首会談を呼び掛けながら、社会党の党首会談開催の申入れを拒否してきたように、PKO法を意図的に争点から外そうとしてきた自民党が、数十億円とも言われる巨額のカネを投入して新聞・雑誌に「意見広告」を乗せ、一方的な宣伝

をしていることは極めて遺憾である。

国会で法案を数の力で通したことと、選挙で莫大なカネの力で法案を追認させようとする姿勢は同根である。自民党的こうした体質は、小沢調査会報告に示されるように改憲への危険性すら孕んだものといえる。

一、しかもその内容は、誤った誹謗・中傷に満ちており、断じて容認できない。自民党は、社会党がPKOそのものに反対しているかのように主張しているが、社会党はあるまで平和憲法が許さない自衛隊の海外派遣を主眼とするPKO法に反対しているのである。こうした事実を歪曲したり替えは公党として許されるものではない。

また、自民党は、社会党があたかも「世界の平和のために、真剣に汗を流す」ことを否定しているかのごとく宣伝している。先の国会に社会党が提出した「非軍事・文民・民生」を基本とする「国際平和協力法案」に示されるように、社会党ほど国民合意とアジア諸国の理解のもとに世界平和のために日本が貢献すべきことを具体的に提案し、強調している党はないと自負している。問題は「汗の流し方」であり、憲法に反する自衛隊の海外派遣が問題の焦点となっているのである。

一、自民党がカネと力で自衛隊の海外派遣を行つ柱とする。PKO法を正当化しようとして

も、ガラス細工のPKO法の欠陥は敵い隠せず、その破綻は法律が施行される前から明白である。

それは、ユーロスマニアの例でも明らかであり、なにより、最初の試金石となるカントボジア情勢が証明している。最近のカンボジア情勢は、ポル・ポト派に対する国連安保理事会の決議に示されるように、自衛隊派遣の前提である「国連平和維持隊参加五原則」の条件が崩れていることは明らかであり、自民党的幹部すら認めていることである。自民党と宮沢首相は、こうした現実を直視し、いたずらに強弁することなく、真摯に反省し、国民合意と近隣諸国の支持が得られる国際平和協力策の確立をめざし、野党との協議に応じ、ただちに法の見直しに着手するべきである。

一、自民党が、サンフランシスコ講和条約当時まで引合いにして、社会党の自衛隊海外派遣反対の主張を不当に批判しているのも看過できない。中国・ソ連などの国々をして条約が調印されたため、これらの国々との緊張関係が続き、ソ連との関係に限つても、この講和会議で当時の保守党政府が北方領土を一方的に放棄したため、北方領土返還を困難にし、未だに平和条約の締結をみていないことは周知の事実である。戦後日本が不戦の姿勢を堅持し、平和を維持

できたのは、社会党をはじめ平和憲法を守る国民の努力によるものである。まして冷戦後の日本と世界の関係は、平和憲法を世界に広げることでなくてはならない。

一、社会党は、残された選挙戦を自衛隊の海外派遣の是非を全面に掲げ、たたかいなく決意である。国民の皆さんのが、このような自民党的虚偽、誇大の宣伝に惑わされず、最大の争点である自衛隊の海外派遣を柱としたPKO法について賢明な判断を下されるよう、心より訴えるものである。



一九九二・七・一六

## 投票日にあたつて

### 日本社会党

えたい。選挙情勢は比例区、選挙区とともに、わが党にとって極めて厳しいものがあり、決して楽観すべき状況ではない。わが党は投票箱が閉まるまで全力を上げて、自民党に競り勝ち、「自衛隊を海外に出さない」政治状況をつくり国民の期待に応える決意である。国民の一層の支持と協力をお願ひする。

一、参議院における与野党逆転のパワー・アップを図れるかどうかの歴史的な参議院選挙の投票日を迎えた。わが党は公示以来、自民党議席を一つでも多く減らし、自民主導の政治を変え、新しい政治をつくるため、田辺委員長を先頭に全党一丸となって国民の支持と共感を求めてきた。

一、今回の選挙争点は、国連平和維持活動(PKO)協力法の是非、景気対策、政治腐敗の一掃、農業問題にしばられてきた。

とりわけ、わが党はPKO法の是非を最大の争点に据え、自衛隊の海外派遣に反対する世論の結集を図ってきた。政府・自民党と一部野党の強引なやり方は、国家の最高法規を無視し、平和国家日本の国是を転換するものであり、この是非について、国民の審判が下されることを重ねて訴える。わが党は政府・自民党のPKO法に対抗し、

この選挙を通じて、憲法の精神を尊重し、自衛隊とは切離し、別組織の形で非軍事・文民・民生の原則に基づくPKO活動への参加・協力を積極的に進める政策を提起し、国民の支持をあおいできた。国民の理解を得ることができたと確信する。

一、今回の選挙の特徴は、社会党・連合型候補と自民党の厳しい対決として展開されたところにある。自民党は国民の批判を恐れて、矛盾と欠陥にみちたPKO協力法の本質を隠し、加えて今回も金力と権力を総動員し、金権腐敗の選挙を繰り広げてきた。ここにはPKO法に対する不安と疑念を抱き、政治腐敗の一掃を求める国民の声に耳をかたむける姿勢はみられない。

一、わが党は投票日にあたつて、こうした自民党への批判の一票を、わが党とわが党の公認・推薦候補に寄せられることを強く訴



一九九二·七·二六

声

明

日本社会党

会では、景気対策、政治改革をはじめ緊急に解決しなければならない課題が山積みされている。社会党は、これらの課題について、野党第一党という責任野党として、野党諸会派との連携をはかり、国民の期待に応えたい。

社会党ならびに連合型候補を支持していく  
ただいた有権者の皆さん方に心から感謝の  
意を表したい。わが党は今回の選挙が日本  
の針路にとって重大な節目になると訴え、  
自民党と一部野党の激しい社会党、連合型  
候補への攻撃の中で奮闘してきた。その結  
果史上最低の投票率のもとにつくても善戦

め圧勝した連合型候補は、今回既成政党にない幅広さと強さを十分に發揮することができなかつた。自民党に対抗しうる政治勢力の躍進によつて、新しい政治の実現を求めた国民の期待に応えきれなかつたことは残念である。わが党は今回の投票率の低さ

は政治全体への国民の不信感として謙虚に受けとめ、今後の政局に臨みたい。

一、社会党は、自衛隊海外派遣の是非を最大の争点にして選挙戦を闘い抜いた。しかし

自民党的争点ばかりと金権選挙により、わが党の平和憲法を基調とした国際貢献の政策を国民の間に十分浸透させることができなかつた。加えて、連合とわが党の考え方とは基本的に一致していたにもかかわらず、自民党政治に不信と懸念をもつ国民エネルギーを総結集することができなかつた。

選挙結果によつても、「国民が自衛隊の海外派遣を信任した」と見ることはできなかつた。国際貢献策の必要性は等しく認めながら、自衛隊の海外派遣については国民の懸念は深まつたと考へる。わが党は今後、選挙で公約した方針に基づき、PKO法の見直しに全力をあげたい。

選考結果によつても、一国民か自衛隊の海外派遣を信任した」と見ることはできなかつた。國際貢献策の必要性は等しく認めながら、自衛隊の海外派遣については國民の懸念は深まつたと考える。わが党は今後、選挙で公約した方針に基づき、PKO法の見直しに全力をあげたい。

参議院における与野党逆転の政治状況は、今後も維持される。参議院での与野党逆転が、国民生活を改善するうえで大きな役割を果たしてきたことは実証済みである。国

**東北アジア**  
**地域協力と日本**  
**地域協力と日本**  
**冷戦終焉と経済発展をめざして**  
**姥名保彦**

A5判上製/183頁  
定価3300円

(主な内容)

第一部 東北アジア・地域協力の課題  
なぜ東北アジアか／東北アジア  
「地域協力」の意義／東北  
アジア／地域協力の課題  
第二部 世界経済の再編成  
世界経済の再編成  
システムの不安定性／東北ジ  
ア経済の危機と課題  
第三部 地域分業協調の変  
化と日本経済  
通じて直面する課題と問題点

東京都文京区本郷一丁目三番四号(郵便はすべて税込)  
〇三二八・六六三五  
振替東京二四〇五五

△ 漣古由起子		共 新	205,881 (9.1)	植松 義隆	諸 新	839 (0.0)	◇ 香川県 (1-3)
杉本 葵子		新 新	29,543 (1.3)	伊草喜久江	諸 新	672 (0.0)	当 平井 卓志⑤自@前
杉田 浩子		新 新	9,693 (0.4)	阿部 伝	諸 新	637 (0.0)	△ 渡辺 智子 社 新
後藤 民夫		新 新	5,868 (0.3)	段 未坂	諸 新	523 (0.0)	山本 繁 共 新
林木 益		新 新	5,305 (0.2)	高橋 将	諸 新	492 (0.0)	247,574 (62.0)
小林 長吉		新 新	4,596 (0.2)	野村家代次	諸 新	472 (0.0)	△ 沢辺 智子 社 新
曾我 邦雄		新 新	3,747 (0.2)	岩端 庄司	諸 新	420 (0.0)	385,178 (64.1)
橋本 勝		新 新	3,578 (0.2)	渡辺 岩雄	諸 新	259 (0.0)	△ 菅原 反二 無 新
佐々木牧夫		新 新	3,600 (0.2)	塙 孝光	諸 新	220 (0.0)	佐々木 泉 共 新
小松美保子		新 新	3,518 (0.2)				52,430 (8.7)
遠藤 邸子		新 新	3,443 (0.2)				
森下 邸子		新 新	3,280 (0.1)				
平井 優子		新 新	3,108 (0.1)	当 河本 三郎①自@新	437,185 (21.6)	◇ 兵庫県 (3-10)	
杉田 伸介		新 新	2,885 (0.1)	当 本岡 昭次③社 前	436,639 (21.6)	当 河本 三郎①自@新	
松永 陽三		新 新	2,884 (0.1)	当 片上 公人②公 前	433,236 (21.4)	△ 伊藤 大沢	
藤田二三夫		新 新	2,743 (0.1)	△ 伊藤 大沢	國衛 共 新	229,108 (11.3)	△ 伊藤 大沢
笹岡 祥二		新 新	2,721 (0.1)	△ 伊藤 大沢	辰美 共 新	207,957 (10.3)	△ 伊藤 大沢
坂井 修		新 新	2,589 (0.1)	△ 永江 仁一	民 新	182,000 (9.0)	△ 伊藤 大沢
市森 いづみ		新 新	2,582 (0.1)	濱田 鉄人	無 新	78,413 (3.9)	△ 伊藤 大沢
吉本 洋美		新 新	2,320 (0.1)	下村 鉄人	無 新	7,280 (0.4)	△ 伊藤 大沢
星野 吉男		新 新	2,180 (0.1)	高橋 広志	諸 新	6,721 (0.3)	△ 伊藤 大沢
渡辺 恵子		新 新	1,484 (0.1)	庭野 正敏	諸 新	6,628 (0.3)	△ 伊藤 大沢
高橋 広吉		新 新	1,415 (0.1)				
高橋 正雄		新 新	1,399 (0.1)				
大河原裕志		新 新	1,376 (0.1)				
田高富貴子		新 新	1,030 (0.0)	当 服部 三男雄①自 新	212,537 (40.2)	△ 奈良県 (1-4)	
宮川 和男		新 新	985 (0.0)	当 高市 早苗 無 新	159,274 (30.2)	当 横尾 和伸①公 新	
景 正広		新 新	966 (0.0)	△ 田原 田中連 共 新	90,303 (17.1)	△ 渡辺 四郎②社 前	
段 光景		新 新	809 (0.0)	今井 光子 共 新	66,157 (12.5)	△ 吉村剛太郎①自 新	
相良 鶴彦		新 新	614 (0.0)			△ 重富吉之助 自@前	
△ 三重県 (1-3)						△ 柳井 誠 共 新	
当 斎藤 十朗⑤自@前		373,960 (53.4)	△ 和歌山県 (1-3)			△ 遠藤 政夫 無 元	
△ 北岡 勝征		272,804 (38.9)	当 前田 熟男④自@前	253,060 (63.5)	△ 芦名 裕子 諸 新		
堀 義和		54,113 (7.7)	△ 東山 昭久 社 前	92,754 (23.3)	△ 佐賀県 (1-3)		
近畿				△ 東山 昭久 共 新	52,532 (13.2)	△ 大塚清次郎②自@前	
中国・四国							
△ 滋賀県 (1-3)						△ 柳川 耕平 共 新	
当 河本 英典①自@新		270,426 (50.3)	当 坂野 重信④自@前	180,007 (60.3)	△ 武田 昭彦 共 新		
△ 松井 佐彌		217,823 (40.5)	△ 加茂 翁代 無 新	88,938 (29.8)	△ 長崎県 (1-3)		
川内 卓		49,518 (9.2)	△ 佐々木康慶 共 新	18,278 (6.1)	当 松谷蒼一郎①自@新		
△ 京都府 (2-4)				△ 中西 豊明 無 新	11,250 (3.8)	△ 萩原 雄二 連 新	
当 林田悠紀夫⑤自@前		422,436 (46.0)	△ 岛根県 (1-3)			△ 熊本県 (2-7)	
当 西山豊臣子①共 新		264,006 (28.8)	当 青木 幹雄②自@前	245,754 (57.7)	△ 守住 有信③自@前		
△ 城破 昌二		209,117 (22.8)	△ 市刀 妙子 連 新	153,084 (36.0)	△ 浦田 勝②自 元		
高井マサ代 無 新		22,357 (2.4)	△ 上代 英香 共 新	26,959 (6.3)	△ 川村 元 天 連 新		
△ 大阪府 (3-32)				△ 岡山県 (2-5)	△ 中山義崇 無 新		
当 西川きよし②無 前		975,593 (30.6)	当 加藤 紀文①自@新	327,271 (50.8)	△ 矢上 雅義 無 新		
当 山下 肇①公 新		753,205 (23.6)	当 一井 淳治②社 前	217,719 (33.8)	△ 足立 国功 無 新		
当 坪井 一宇②自@元		558,143 (17.5)	△ 河直 寛子 共 新	80,395 (12.5)	△ 武宮 意之 共 新		
△ 田依貴久子 共 新		482,317 (15.1)	△ 岩田 定見 諸 新	11,566 (1.8)	△ 大分県 (1-3)		
西村 真悟		364,430 (11.4)	△ 吉崎 耕二 諸 新	7,858 (1.2)	当 釘宮 磐①自 新		
西村 重義		15,380 (0.5)	△ 広島県 (2-4)		330,171 (55.6)		
小島 典子		3,599 (0.1)	当 宮沢 弘③自@前	472,847 (46.1)	△ 新谷 高己 連 新		
山崎國太郎		3,169 (0.1)	当 荣栗 君子①諸 新	250,377 (24.4)	△ 藤沢 架住 共 新		
平田 駿治		3,031 (0.1)	△ 小西 博行 連 新	241,557 (23.6)	△ 上杉 光弘②自@前		
鈴木 勝治		2,508 (0.1)	△ 村上 昭二 共 新	60,574 (5.9)	△ 前田 香裕 社 新		
中村 達也		2,494 (0.1)	△ 山口県 (1-4)		△ 長友 長友 共 新		
森山 春夫		2,131 (0.1)	当 二木 秀夫②自@前	443,233 (61.6)	△ 宮崎県 (1-3)		
伊藤 春洋		2,089 (0.1)	△ 村上 実 社 新	168,372 (23.4)	△ 上山 和人①社 新		
三浦 洋子		1,992 (0.1)	林 洋武 諸 新	62,074 (8.6)	△ 五領 伸博 共@新		
伊藤 智子		1,754 (0.1)	佐々木信夫 諸 新	45,412 (6.3)	△ 桂田 成基 共 新		
深澤 郁三		1,354 (0.0)	△ 徳島県 (1-3)		△ 鹿児島県 (2-4)		
吉本 昌弘		1,345 (0.0)	当 松浦 孝治②自@前	163,569 (56.5)	△ 井上 吉夫④自@前		
塙 哲也		1,303 (0.0)	△ 加藤 明 連 新	94,562 (32.7)	△ 上山 和人①社 新		
小林田 可里		1,238 (0.0)	△ 上村 秀明 連 新	31,121 (10.8)	△ 五領 伸博 共@新		
三浦 大原		1,209 (0.0)	△ 沖縄県 (1-2)		△ 島袋 康宗①諸 新		
大原 伸二		960 (0.0)			△ 大城 真順 自@前		
田中 幸洋		867 (0.0)			244,818 (50.0)		
田中 幸洋		867 (0.0)					

# 選挙区の確定得票率・得票率

（注）○選挙区は複数ある場合は左の選挙区を含む  
△改選選挙（改選選挙区は複数ある場合は左の選挙区を含む）  
□分一を含む  
△印は改選選挙（改選選挙区は複数ある場合は左の選挙区を含む）  
×印は改選選挙（改選選挙区は複数ある場合は左の選挙区を含む）

## 北海道・東北

### ◇北海道（4-8）

当 風間 祐一①公 新	500,717(20.2)
当 中尾 則幸①無 新	424,818(17.1)
当 峰崎 直樹①社 新	420,994(17.0)
当 高木 政光③自⑦前	389,317(15.7)
△ 岩本 康代 共 新	334,840(13.5)
△ 岩狩 宏 無 新	15,166( 0.6)
前谷 信之 諸 新	13,301( 0.5)

### ◇青森県（1-3）

当 松尾 官平④自⑦前	263,540(54.7)
△ 草創 文男 無 新	151,488(31.5)
高橋千鶴子 共 新	66,557(13.8)

### ◇岩手県（1-3）

当 植村 素夫①自 新	369,377(59.3)
△ 熊谷 達司 連 新	200,848(32.2)
佐久間敏子 共 新	52,636( 8.5)

### ◇宮城県（1-4）

当 遠藤 要④自⑦前	380,249(48.5)
△ 瀬戸 勝枝 連 新	294,599(37.6)
辻畠 尚史 共 新	67,341( 8.6)
橋本 翁夫 無 新	41,990( 5.4)

### ◇秋田県（1-3）

当 佐々木 満④自⑦前	329,703(58.2)
△ 岩山 樹之 連 新	185,858(32.8)
奥井 浩二 共 新	51,134( 9.0)

### ◇山形県（1-3）

当 鈴木 貞敏②自⑦前	323,722(56.9)
△ 斎藤 昌助 連 新	204,873(36.0)
井上 龍男 共 新	40,074( 7.0)

### ◇福島県（2-5）

当 鈴木 省吾⑤自⑦前	265,650(29.6)
△ 佐藤 静雄①自⑦新	262,817(29.2)
△ 渡谷家寿一 連 新	245,309(27.3)
渡辺 新二 無 新	66,619( 7.4)
佐藤 克朗 共 新	58,411( 6.5)

## 関東

### ◇茨城県（2-3）

当 野村 五男②自 前	378,201(51.8)
△ 矢田部 理④社 前	279,768(38.4)
奈良 達雄 共 新	71,470( 9.8)

### ◇栃木県（2-5）

当 森山 真弓③自⑦前	278,191(36.8)
△ 矢野 哲朗①自⑦新	231,182(30.6)
国井 正幸 連 新	212,034(28.0)
野村 節子 共 新	27,287( 3.6)

### ◇群馬県（2-4）

当 中曾根弘文②自⑦前	281,834(34.7)
上野 公成①自⑦新	275,793(34.0)
△ アカネ淑郎 連 新	208,089(25.6)
小野寺慶吾 共 新	46,266( 5.7)

## 埼玉県（3-10）

当 関根 則之②自 前	496,162(29.6)
△ 濑谷 英行④社 前	420,722(25.1)
△ 佐藤 泰三①自 新	369,523(22.1)
△ 阿部 幸代 共 新	296,741(17.7)
石井 正弘 諸 新	26,894( 1.6)
柿沢日出夫 諸 新	20,789( 1.2)
星野 敏子 諸 新	13,674( 0.8)
吉田 则義 諸 新	12,458( 0.7)
大沢 久美 諸 新	8,887( 0.5)
岩渕 久美 諸 新	8,747( 0.5)

## 千葉県（2-7）

当 井上 裕③自⑦前	809,120(52.1)
△ 赤堀 操④社 前	448,838(28.9)
吉田 秀樹 共 新	194,850(12.5)
人見 康之 諸 新	40,589( 2.6)
大塚 雪雄 諸 新	34,128( 2.2)
道岡 宏有 諸 新	15,761( 1.0)
田所 健治 諸 新	10,483( 0.7)

## 東京都（4-52）

当 浜四津敏子①公 新	902,242(21.7)
上田耕一郎④共 前	756,647(18.2)
森山 健作①無 新	716,793(17.3)
小野 潤子②自⑦前	671,457(16.2)
△ 小倉 基③自⑦前	597,711(14.4)
内田 雅敏 諸 新	314,291( 7.6)
東伊藤 三元 諸 新	27,559( 0.7)
阿久津順一 司 諸 新	17,349( 0.4)
品川口 周介 諸 新	15,670( 0.4)
新井 周信 信郎 広	14,876( 0.4)
田中 木林 長 鈴木 伸	6,922( 0.2)
竹内 文雄 錦 佐野 伸	6,000( 0.1)
佐賀 佐野 伸 吉 藤	5,853( 0.1)
館内 良吉 田中 伸	5,321( 0.1)
福井 田中 伸 佐野 伸	4,768( 0.1)
保田 ふみえ 伊東 マサコ	4,206( 0.1)
篠原 伸也 伊東 マサコ	3,901( 0.1)
中村 伸也 伊東 マサコ	3,793( 0.1)
竹田 朋松 伸也 伊東 マサコ	3,145( 0.1)
大島 太田 伸也 伊東 マサコ	3,042( 0.1)
大庭 伸也 伊東 マサコ	2,942( 0.1)
大庭 伸也 伊東 マサコ	2,702( 0.1)
大庭 伸也 伊東 マサコ	2,504( 0.1)
大庭 伸也 伊東 マサコ	2,477( 0.1)
大庭 伸也 伊東 マサコ	2,424( 0.1)
大庭 伸也 伊東 マサコ	2,059( 0.0)
田中 伸也 伊東 マサコ	2,010( 0.0)
桑野 伸也 伊東 マサコ	2,008( 0.0)
石渡恵美子 伸也 伊東 マサコ	1,987( 0.0)
今桑野 伸也 伊東 マサコ	1,977( 0.0)
森野 伸也 伊東 マサコ	1,637( 0.0)
伊東 伸也 伊東 マサコ	1,637( 0.0)
三井 伸也 伊東 マサコ	1,615( 0.0)
鈴木 伸也 伊東 マサコ	1,584( 0.0)
鈴木 伸也 伊東 マサコ	1,574( 0.0)
鈴木 伸也 伊東 マサコ	1,564( 0.0)
円城寺 伸也 伊東 マサコ	1,461( 0.0)
太治 伸也 伊東 マサコ	1,423( 0.0)
牧野 伸也 伊東 マサコ	1,420( 0.0)
岡元 伸也 伊東 マサコ	1,336( 0.0)
飯島 伸也 伊東 マサコ	1,242( 0.0)
捲段 伸也 伊東 マサコ	1,219( 0.0)
田中 文義 伸也 伊東 マサコ	1,109( 0.0)
木下 洋一 伸也 伊東 マサコ	1,108( 0.0)
木下 泰 伸也 伊東 マサコ	1,025( 0.0)
藤波 静夫 伸也 伊東 マサコ	780( 0.0)
佐藤 静夫 伸也 伊東 マサコ	735( 0.0)
下園 伸也 伊東 マサコ	705( 0.0)
野村芳男 伸也 伊東 マサコ	543( 0.0)

## 神奈川県（2-13）

当 斎藤 文夫②自⑦前	753,852(30.6)
千葉 景子②社 前	693,301(28.1)
大石 尚子 民進 新元	370,820(15.0)
△ 円山 雅也 進新	348,264(14.1)
△ 大森 正夫 進新	218,175( 8.8)
岡 勝美 進新	8,473( 0.3)
岡 勝美 進新	8,073( 0.3)
大根 秀天 進新	7,579( 0.3)
山崎 義章 進新	5,874( 0.2)
岡本 幸平 進新	5,043( 0.2)
大胡 幸平 進新	3,058( 0.1)

## 中部

当 新潟県（2-4）	
真島 一男②自⑦前	496,251(50.2)
大渕 緑子②社 前	376,580(38.1)
田村 一男 共 新	72,541( 7.3)
北村 寿孝 諸 新	44,017( 4.4)

## 富山県（1-3）

当 永田 良雄②自⑦前	298,827(64.4)
△ 永井 博 連 新	143,248(30.9)
泉野 和之 共 新	21,560( 4.7)

## 石川県（1-3）

当 斎掛 哲男②自⑦前	261,348(56.7)
△ 宮本 一二 連 新	162,714(35.3)
尾西 洋子 共 新	36,504( 7.9)

## 福井県（1-3）

当 山崎 正昭①自⑦元	216,105(59.5)
△ 龍田 清成 連 新	129,146(35.5)
宇野 邦弘 共 新	18,128( 5.0)

## 山梨県（1-4）

当 志村 哲良②自⑦元	256,770(56.5)
△ 望月 幸明 連 新	175,853(38.7)
福田 利剛 司 共 新	20,080( 4.4)
大河原 满 無 新	1,955( 0.4)

## 長野県（2-4）

当 北沢 俊美①自⑦新	379,633(40.5)
今井 邦一 社 前	309,505(33.0)
神津 武士 無 新	140,214(15.0)
△ 小平 敦子 共 新	108,053(11.5)

## 岐阜県（1-4）

当 藤井 孝男③自⑦前	489,640(59.5)
△ 不破 照子 社 新	255,140(31.0)
山本 博幸 共 新	59,367( 7.2)
今園 春男 無 新	18,491( 2.2)

## 静岡県（2-5）

当 木宮 和彦②自⑦前	603,766(49.6)
△ 青木 新次④社 前	433,381(35.6)
大西 健一 共 新	109,533( 9.0)
△ 中尾 正利 無 新	40,185( 3.3)

## 愛知県（3-34）

当 大木 浩③自⑦前	590,618(26.1)
△ 荒木 清寛①公 新	507,295(22.5)
△ 中尾 正利 無 新	487,159(21.6)
△ 高橋 洋一 諸 新	30,189( 2.5)

共産 4		民社 3		二院ク 1		社民連 0	
3,532,956		2,255,423		1,321,639		671,594	
7.86%		5.02%		2.94%		1.49%	
立木 洋④元	3,532,956	直嶋 正行①新	2,255,423	青島 幸男⑤元	1,321,639	青木 茂 元	671,594
聴濱 弘①新	1,766,478	勝木 健司②前	1,127,711	山田 俊昭 前	660,819	西風 煦 新	335,797
吉岡 吉典②前	1,177,652	長谷川 清①新	751,807	奥中 審夫 新	440,546	西川 美紀 新	223,864
有働 正治①新	883,239	坂山 映子 元	563,855	大黒 章弘 新	330,409	渡辺 文文学 新	167,898
須藤美也子 新	706,591	梅沢 异平 新	451,084	加納 将光 新	264,327	稲葉千佳子 新	134,318
猪方 靖夫 新	588,826	仲松 孝 新	375,903	辺見 広明 新	220,273	海野 隆 新	111,932
雪野 勉 新	504,708	前山 茂 新	322,203	三崎 信芳 新	188,805	奥田 邦夫 新	95,942
日隈 威徳 新	441,619	新井田佳子 新	281,927	多代田 至 新	165,204	三村さよ子 新	83,949
石井妃都美 新	392,550	橋口 昭 新	250,602	青野 晴 新	146,848	江田 洋一 新	74,621
山田真一郎 新	353,295	沖屋 正一 新	225,542	堀内 幸夫 新	132,163		
森清 一朗	321,177	浅見 桂子 新	205,038				
小島 幸夫 新	294,413	日高 貞次 新	187,951				
碓田のばる 新	271,765	今高 一三 新	173,494				
紙 智子 新	252,354	太田 哲二 新	161,101				
佐藤 義淳 新	235,530	大久保尚洋 新	150,361				
川原 魁誠 新	220,809	野崎 敏雄 新	140,963	江本 孟紀①新	1,375,791	日本新 4	3,617,235
鈴木 博子 新	207,820	熊谷 裕人 新	132,671	新間 寿 新	687,895		8.05%
前沢 淑子 新	196,275			持田 哲也 新	458,597		
鳥井 健次 新	185,945			猪木 快守 新	343,947		
日高 三郎 新	176,647			本田 彰 新	275,158		
高原美佐子 新	168,236			倍賞 鉄夫 新	229,298		
三田 真紀 新	160,588			村上 圭三 新	196,541		
山下 芳生 新	153,606			坂口 泰司 新	171,973		
松川 康子 新	147,206			富沢信太郎 新	152,865		
笠井 実 新	141,318			花田 正登 新	137,579		
モーター	希 望	発 明	全 ドラ	国 民 新			
211,514	144,599	139,728	129,642	129,341			
0.47%	0.32%	0.31%	0.29%	0.29%			
平 民	中小企業	世 直 し	日本国民政治連合	愛 訳			
74,042	48,787	46,713	46,682	46,246			
0.16%	0.11%	0.10%	0.10%	0.10%			
雑 民	平成改新	ユニオン	地球維新	太平会	淨靈会	誠流社	
17,639	16,899	16,856	11,883	11,757	9,779	7,294	
0.04%	0.04%	0.04%	0.03%	0.03%	0.02%	0.02%	

比例区のドント式計算による議席配分

自民 19		社会 10		公明 8	
14,961,199	33.29%	7,981,726	17.76%	6,415,503	14.27%
① 井上 季③前⑩	14,961,199	② 斎科 淳治①新	7,981,726	④ 牛嶋 正①新	6,415,503
② 下稀葉耕吉②前⑩	7,480,599	⑤ 大脇 雅子①新	3,990,863	⑥ 統 訓弘①新	3,207,751
③ 村上 正邦③前⑩	4,987,066	⑥ 鈴木 和美③前	2,660,575	⑦ 大久保直彦①新	2,138,501
④ 大島 慶久②前⑩	3,740,299	⑦ 川橋 幸子①新	1,995,431	⑧ 広中和歌子②前	1,603,875
⑤ 岩部 三郎③前⑩	2,992,239	⑧ 山本 正和②前	1,596,345	⑨ 鶴岡 洋③前	1,283,100
⑥ 国泉 信也①新⑩	2,493,533	⑨ 及川 一天②前	1,330,287	⑩ 及川 順郎②前	1,069,250
⑦ 鹿江 弘一①新⑩	2,137,314	⑩ 山口 哲夫②前	1,140,246	⑪ 猪熊 重二②前	916,500
⑧ 田野沢 太三②前⑩	1,870,149	⑪ 渋上 貞雄②前	997,715	⑫ 武田 節子①新	801,937
⑨ 岡 利定①新⑩	1,662,355	⑫ 松本 英一⑤前	886,858	⑬ 溝口 広義 新	712,833
⑩ 大河原太一郎③前⑩	1,496,119	⑬ 志苦 裕④元	798,172	⑭ 山本 雄新	641,550
⑪ 永野 茂門②前⑩	1,360,109	⑭ 荒野 茂 新	725,611	⑮ 吉沢 昭雄 新	583,227
⑫ 青木 達雄①新⑩	1,246,766	⑮ 朝日 俊弘 新	665,143	⑯ 松本ナツ子 新	534,625
⑬ 松浦 功③前⑩	1,150,861	⑯ 井上 信也 新	613,978	⑰ 大谷美智子 新	493,500
⑭ 久世 公亮②前⑩	1,068,657	⑰ 倉持 八郎 新	570,123	⑱ 花井 啓悦 新	458,250
⑮ 板垣 正③前⑩	997,413	⑰ 土屋由美子 新	532,115	⑲ 安田 清 新	427,700
⑯ 南野知恵子①新⑩	935,074	⑰ 藤原 英男 新	498,857	⑳ 原口 真 新	400,968
⑰ 田辺 香夫②前⑩	880,070	⑰ 曾我 浩布 新	469,513	㉑ 浜田 一雄 新	377,382
⑱ 田沢 智治③前⑩	831,177	㉑ 今村 直 新	443,429		
⑲ 楠崎 泰昌①新⑩	787,431	㉑ 飯村 微光 新	420,090		
⑳ 宮崎 芳樹 前⑩	748,059	㉑ 石田 好数 新	399,086		
㉑ 山東 昭子 前⑩	712,438	㉑ 田中 直子 新	380,082		
㉒ 鳩崎 均 元⑩	680,054	㉑ 本保 元将 新	362,805		
㉓ 長尾 立子 新	650,486	㉑ 岩瀬ふみ子 新	347,031		
㉔ 秋山 韶 前⑩	623,383	㉑ 海野 明昇 新	332,571		
㉕ 平野 清 前⑩	598,447	㉑ 高木 将勝 新	319,269		
㉖ 松井ひろみ 新⑩	575,430				
㉗ 山口 光一 前	554,118				
<表の見方> 各党の得票数を1から順に整数で割った数(商)を出し、数字の大きい順に番号を振る。50番までの白抜き数字の候補者が当選となり、各党の当選数が決まる。当選者は各党の名簿に従って上から順番に決まる。51から55までは、参考までに順位を示した。繰り上げ当選の順番とは関係ない。%は得票率。					
老人福祉		年 金	新自由	風の会	
424,212		307,041	275,764	221,660	
0.94%		0.68%	0.61%	0.49%	
国 民		進歩自連	環 境	教 育	
98,690		90,223	85,947	85,182	
0.22%		0.20%	0.19%	0.19%	
文 化		U F O	国際政治連合	表現自由	
37,939		37,552	22,688	19,382	
0.08%		0.08%	0.05%	0.04%	

◇ 先国会で最大の対決法案であったPKO法の是非を問う参院選であつたが、投票率は最低の五〇%となり、自民党が改選議席の過半数を制してしまった。自衛隊の海外派遣によるという答を出すために懸命に頑張ったのだが厳しい結果となつた。国民の政治不信が最高潮となつて現実を見るとき、わが国の民主主義の危機を憂う。

◇ 八月十日はそのPKO法の施行日となる。政府は、法案提出時、選挙期間中も政府広報紙で大宣伝をしてきたが「国際平和協力本部」を設置し、具体的準備に入る。冷戦の終結した今日、世界が平和と協調を基調に動きはじめているとき、わが国が軍事的貢献でなく、地球上で人類共通の課題となつてゐる飢餓や貧困の克服などの民生の安定、難民の救済、地球環境の保全などのために憲法の精神をふまえた思いきった国債貢献をすべきであるとの観点から、政府の「PKO法案」に対抗して「国際平和協力法案」を提出してその成立を期したが結果は、名称だけはすっかり政府に活用されることになってしまった。あらためて残念さに心沈む。

◇ PKOの問題にからみ、全国で多くの論

議が交わされたが、東京では社会党の推せんで当選した森田氏がサッサと民社党会派に入り、そして公然と社会党批判をする。まったくもつてその人間性を疑うが、候補の推せん過程で不満や疑問の声があつても、方針決定後は全力を擧げて同氏の当選を期して頑張つた党员やその協力者の努力は何によって報われるのか。本当に腹立たしい限りである。

◇ 今年も迎えた熱い夏、

四十七回目を迎えた「原爆の日」。

「今世紀中に核の廃絶を」と訴える。過ちを

再びくり返さないため、日本がその先頭に立つことを

あらためてすべての国民で誓い合いたい。それにして

も、いつまでたっても実現しない被爆者援護法の制定。

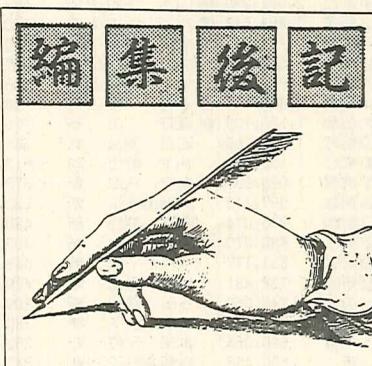
国は余りにも無責任ではな

いか。また戦時中の強制連行や従軍慰安婦問題など日本の加害者責任を問う声に日本は誠意をもって対処すべきである。

今回は、選挙中に発表した政策等が中心と

なった。新しい国会の分野も確定したが参院での与野党の逆転幅は広がる。これら政策の実現をと国民と国会を結ぶ、野党第一党の責

(H)



### 政策資料編集委員会

委員長 早川 勝  
編集委員 小野信一 新盛辰雄  
元信 堯  
山本正和 松前仰  
石田 武  
浜谷 悅  
早川幸彦 川那辺博  
河野道夫 佐間田勝美  
渡辺 勉 篠崎年子  
元信 寛 野人  
菅野久光

兼事務局長 会計監査  
河野道夫 渡辺 勉  
佐間田勝美 篠崎年子  
川那辺博 野人  
菅野久光

### 「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部 三〇〇円

年間購読料 五一円

郵便振替 東京8-80821  
又は

大和銀行 衆議院支店  
普通通 203888

日本社会党政策審議会



# POLICY AND LEGISLATION

## SEISAKU SIRYŌ

September 1992

No. 312

<Foreword>

Ono Shinichi,  
Vice-Chairman of Policy-making Board

<Special Features>

ELECTION POLICIES AND STATEMENTS

1. Statement on the voting day of the Upper House election  
(Central Executive Committee)
2. Statement on the Munich Summit (Chairman of the Policy Board)
3. Statement on the Political Declaration of the Munich Summit  
(Director of the International Bureau)
4. Policy proposal on creating new recreational areas (Chairman)
5. Basic policy line on new pump-priming measures (General Secretary)
6. Statement on the Government's advertisement of the peacekeeping law  
(General Secretary)
7. 3-point proposals to revitalize the Diet functions (Chairman)
8. Summary of a draft law on family care leave (General Secretary)
9. 7-year plan to reinforce the old-aged caring system (Chairman)
10. Statement on a law for promoting decentralization (Shadow Cabinet)
11. Statement on a law for overall development of agricultural districts  
(Shadow Cabinet)
12. Statement on a basic law of environmental preservation (Chairman)
13. Statement on political revitalization through more public participation  
(General Secretary)
14. 4 emergency proposals on economic affairs  
(Chairman of Policy-making Board)
15. 4 proposals to restructure farming (Chairman)
16. Policy proposals to increase educational opportunities and to decrease  
tuition (General Secretary)
17. Statement on the closing day of the election campaign  
(provisional presidium)
18. Towards a renewed politics-cooperation and reform (Chairman)
19. 5-point proposals on ODA (Shadow Cabinet)
20. Statement against the peacekeeping law (Chairman)
21. SDPJ calls for the voters' judgement on dispatching the SDF overseas  
(General Secretary)
22. Statement on the voting day
23. Election results

政策資料 9月号

編集人 政策資料編集委員会

発行人 早川 勝

発行 日本社会党政策審議会

〒100 東京都千代田区永田町2-2-1

衆議院第一議員会館

電話 03(3581)5111 内線3886~7

FAX 03(3502)5857

PUBLISHED BY POLICY BOARD  
THE SOCIAL DEMOCRATIC PARTY OF JAPAN

First Members Office Bldg., the House of Representatives

2-1, Nagata-cho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

Phone(03)3581-5111 Ext.3886~7 Fax(03)3502-5857

定価300円 (送料51円)

一九九二年九月一日発行  
政策資料 第三十二号 每月一回一日発行  
一九七五年一〇月九日第三種郵便物認可